福岡県環境総合ビジョン
（第六次福岡県環境総合基本計画）
（案）

－ 目 次 －

**第1章　計画の基本的事項・・・

4 循環型社会の推進(柱4) …… 46
－循環経済への移行と廃棄物等の適正処理－
◆目指す姿 …… 46
◆現状・課題 …… 46
◆施策の方向性 …… 52
◆指標項目 …… 55

5 自然共生社会の推進(柱5) …… 56
－生物多様性の保全と回復・豊かな恵みの享受－
◆目指す姿 …… 56
◆現状・課題 …… 56
◆施策の方向性 …… 59
◆指標項目 …… 62

6 健康で快適に暮らせる生活環境の保全(柱6) …… 63
－やすらぎあふれる空気・水・土・居住環境－
◆目指す姿 …… 63
◆現状・課題 …… 63
◆施策の方向性 …… 67
◆指標項目 …… 71

7 国際環境協力の推進(柱7) …… 72
－県内を中心とした環境技術の活用・相互協力による国を越えた環境問題の改善－
◆目指す姿 …… 72
◆現状・課題 …… 72
◆施策の方向性 …… 73
◆指標項目 …… 75

第4章 推進体制・進行管理 …… 76

1 推進体制 …… 76
2 進行管理 …… 77
3 参考資料 …… 80
1 福岡県環境総合ビジョンと SDGs17 のゴールとの関連 …… 80
2 計画の策定経過 …… 83
3 福岡県環境審議会委員等名簿 …… 84
4 第五次福岡県環境総合基本計画の進捗報告 …… 86
5 用語解説 …… 93

◀ このマークは目の不自由な方等が使う音声コードです。専用装置やスマートフォンのアプリ(Uni-Voice)を使い読み取ることで、ページに書かれている文章を音声で聞くことができます。
※本文完成時に貼付予定

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の背景

本県では、「福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）」を 2021（令和３）年度に策定（計画期間：2022（令和４）年度～2026（令和８）年度）し、これまで各種施策を推進してきました。

その結果、2025（令和７）年度末時点で、当該計画で設定した 20 の指標のうち、８項目で目標を達成したほか、10 項目で計画策定時よりも向上する等、おおむね順調に進捗しています（詳細は参考資料 ４「第五次福岡県環境総合基本計画の進捗報告」参照）。

一方で、国内外では、後述のような様々な状況の変化が生じていることから、これまでの成果を踏まえつつ、このような状況の変化に的確に対応するため、新たな福岡県環境総合ビジョン（第六次福岡県環境総合基本計画）を策定することとしました。

なお、本計画は、第五次計画に引き続き、SDGs の考え方を活かして策定します[1]。

SDGs（Sustainable Development Goals；持続可能な開発目標）

2015（平成 27）年９月に国連サミットにおいて採択された、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、「気候変動に具体的な対策を」等 17 のゴールと 169 のターゲットが示されています。



[1] SDGsと本計画の関連については、「SDGsと福岡県環境総合ビジョンの関連」（14 ページ）を参照。

近年の環境を取り巻く状況

地球温暖化（気候変動）問題

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすため、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼさない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題となっています。

また、気候変動が既に避けられないものとなっていることを踏まえると、気候変動対策として、温室効果ガスを減らす「緩和策」とともに、気候変動の影響に備える「適応策」の取組を一体的に進めることが不可欠となっています。

国際社会では、2015（平成 27）年に採択され、翌 2016（平成 28）年に発効した「パリ協定」において、「世界平均気温の上昇を産業革命以前に比べ 2℃より十分に低い水準に抑え、1.5℃の上昇に抑える努力を追求し、これにより気候変動のリスクと影響を大幅に低減すること」が世界共通の目標とされました。

国内においても、パリ協定で約束した温室効果ガス削減目標を履行するため、政府が 2020（令和 2）年 10 月に「2050 年までにカーボンニュートラル（ネット・ゼロ）の実現を目指す」ことを宣言しています。また、2025（令和７）年２月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、その実現に向け、2030 年度、2035 年度、2040 年度の温室効果ガス排出量を、2013 年度からそれぞれ 46%、60%、73%削減するという目標が設定されています。

加えて、パリ協定の発効以降、世界各国は脱炭素への取組を加速させており、その取組を通じて経済成長や産業競争力の強化を目指す GX（グリーントランスフォーメーション）[1]の動きが急激に強まっています。

我が国においても、2023（令和 5）年２月に、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の３つの同時実現を目指した「GX 実現に向けた基本方針」（GX 基本方針）が閣議決定されました。

さらに、その具現化のため、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX 推進法）及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部改正法」（GX 脱炭素電源法）が制定されるとともに、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX 推進戦略）が策定され、徹底した省エネルギーや、再生可能エネルギー・原子力等の脱炭素電源への転換を進める方針が示されました。

また、2025（令和７）年２月には、将来の見通しに対する不確実性がますます高まる中、より長期的視点に立ち、GX 推進戦略を改訂した「GX2040 ビジョン」が閣議決定されています。

[1] GX：石炭や石油等の化石燃料中心の経済・社会、産業構造を、クリーンエネルギーを中心としたものに移行させ、社会システム全体を変革する取組のこと。

このように、我が国では、地球温暖化対策推進法及び気候変動適応法を基盤に、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGX政策と協調して、2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組が着実に進められています。

プラスチックごみ問題

プラスチックは、軽く・丈夫で・価格も安く、多種多様なものに使用され、社会において重要な役割を担っています。

一方で、プラスチック汚染については、2019年から2060年までに世界で排出されるプラスチック廃棄物の量はほぼ3倍になり、環境への流出量は倍増し、湖、河川、海洋に堆積されるプラスチックの量は3倍以上に増加する見込みとされています[1]。マイクロプラスチックによる影響を含め、海洋環境を含む生態系への深刻な影響が懸念されています。

我が国では、このような課題に対応すべく、政府は、2019（令和元）年5月に、「3R＋Renewable（再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること（バイオマスの活用・再生材利用等））」を基本原則とし、ワンウェイプラスチック等の使用削減、プラスチックごみのポイ捨て・不法投棄撲滅、バイオプラスチックの実用性向上等を総合的に推進することを掲げた「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その象徴的な取組として、2020（令和2）年7月から「レジ袋の有料化」を開始しました。

さらに、2021（令和3）年6月に成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）により、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック資源の収集・リサイクルに至るまで、あらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置を講じることとしました。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

循環経済とは、① 大量生産・大量消費・大量廃棄型の持続困難な経済システムから脱却し、② 資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させ、資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化し、資源効率性を上げることで付加価値を生み出し、③ 環境制約・資源制約による成長の限界を乗り越え、新たな成長の扉を開く持続可能な経済システムのことです。3R+Renewableの取組を更に推進し、循環経済へ移行することは、気候変動や生物多様性の保全といった環境面の課題に加え、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化、経済安全保障の確保にも貢献するものです。

[1] OECD「グローバル・プラスチック・アウトルック:2060年までの政策シナリオ」（2022年）

2024（令和６）年に、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガス排出量の削減効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（再資源化事業等高度化法）が制定されました。

また、重要鉱物、金属資源等のリサイクル、再生材の活用等を通じた循環経済への移行については、産業競争力の確保を前提とした上で、迅速かつ有効な対策を講じる必要があるとして、2026（令和８）年４月に「循環経済行動計画」が閣議決定されています。

資源循環の取組を進めることで、我が国の温室効果ガス排出量のうちの約36%に相当する製造業や運輸（貨物）等の部門由来の排出量の削減に貢献することができると推計されています。また、例えば、使用済製品等に含まれる金属のリサイクルの推進は、鉱物資源の採取・生産時等における生物多様性や自然環境への影響を低減することに貢献するものです。このように、資源循環を促進することで、ライフサイクル全体での温室効果ガスの低減につながり、ネット・ゼロに資するだけでなく、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に資する等、経済・社会・政治・技術の全てにおける横断的な社会変革を実現する上ではネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ相互の連携が重要となります。

太陽光パネル・使用済 EV バッテリーの廃棄問題と資源循環

我が国の再生可能エネルギーの導入状況については、2012（平成 24）年7 月の FIT 制度（固定価格買取制度）開始により、再生可能エネルギーの導入が大幅に増加しており、電源構成比は 2011（平成 23）年度の 10.4%から 2024（令和６）年度には 23.1%へ拡大しています。太陽光発電は、直近では５GW/年程度の追加導入が見られるものの、2013（平成 25）年～2015（平成 27）年ごろが導入のピークとなっており、太陽光等の再生可能エネルギーを主力電源とするために、最大限の導入拡大に取り組む必要があります。

一方で、2030 年代後半以降、廃棄太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大 50 万トン程度となり、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがあります。太陽光パネルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずる「太

陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が 2026（令和８）年６月に公布されました。



資料：環境省

【出典】環境省「令和8年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

また、我が国では、今後、EV（電気自動車）の普及に伴い、使用済バッテリーの排出量も加速度的に増加していくことが予想されます。EV のバッテリーに含まれるレアメタル[1]は、その多くを海外に依存しており、経済安全保障上の懸念があるほか、欧州では、バッテリー製造時のリサイクル材の使用率が定められたこと等を背景に、我が国においても、2030（令和 12）年までに車載用をはじめとするバッテリーのリサイクルシステム確立を目指すこととしています。

食品ロス問題

我が国の食品ロスは、2024（令和６）年度の推計で年間 461 万トン発生しており、世界全体の食料援助量の約 1.8 倍に相当します。このうち、約半分の 237 万トンは食品関連事業者、残る 224 万トンは家庭からのものであり、食品ロスの削減のためには、食品関連事業者の取組の推進と消費者の意識改革の両方について取り組む必要があります。

このような中、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が 2019（令和元）年 10 月に施行されました。さらに、2025（令和７）年３月に閣議決定された「第２次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、更なる食品ロス削減の取組が進むよう「食べ残し持ち帰りガイドライン」に基づく消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知、納品期限等の商慣習の見直し、食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「食品寄附ガイドライン」の普及啓発等の具体的な施策が取りまとめられました。

[1] レアメタル：地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難である鉱種等のこと。

生物多様性の損失

2019（令和元）年に、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム）が、人為的な自然環境の改変や侵略的外来種の増加等により、世界の動物と植物の種群のうち平均約 25%、約 100 万種が絶滅の危機に瀕していると公表しました。

さらに、2020（令和 2）年９月に、国連の生物多様性事務局により、生物多様性保全のために 2020 年までに各国が取り組む 20 の項目を掲げた「愛知目標」が、いずれも完全には達成できなかったとする報告書が公表され、生物多様性の損失を回復軌道に乗せるためには、自然保護に関する施策に加えて、気候変動、汚染物質、侵略的外来種、乱獲、持続可能な生産活動や消費等の統合的な取組が必要であることが示されました。

同月、このような生物多様性の危機的な状況を受け、生物多様性を主要テーマとした初めてのサミットである「国連生物多様性サミット」が開催され、その後、様々な国際的な決意やイニシアティブの表明を経て、2022（令和４）年に昆明・モントリオール生物多様性枠組が策定され、2050 年目標「自然と共生する世界」と、その実現に向けた 2030 年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という、ネイチャーポジティブの考え方が示されました。同枠組では、４つの 2050 年グローバルゴールに加えて、2030 年ミッションを達成するために、30by30 目標に代表される８個の数値目標を含む 23 個のグローバルターゲット[1]が設定されました。

こうした国際的な動向を踏まえ、2030 年のネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」が 2023（令和５）年３月に閣議決定されました。

また、2024（令和６）年３月には「ネイチャーポジティブ経済[2]移行戦略」が策定され、本移行戦略に基づき、2025（令和７）年７月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030 年）」が策定されました。

---

[1] 2050 年グローバルゴールは「生物多様性の保全」「生物多様性の持続可能な利用」「遺伝資源へのアクセスと利益配分」「実施手段の確保」の4つ。2030 年に向けたグローバルターゲットは 23 個のグローバルターゲットが 3 つにグループ分けされている。「30by30」等の「生物多様性への脅威を減らす」、「自然の恵みの回復」等の「持続可能な利用及び利益配分による人々のニーズを満たす」、「ビジネスの影響評価・開示」等の「実施と主流化のためのツールと解決策」。

[2] ネイチャーポジティブ経済：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済のこと。個々の企業が自社の価値創造プロセスにおいて自然の保全の概念を重要課題として位置付け、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、また、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化することを通じ、自然への配慮や評価が組み込まれるとともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、資金の流れの変革等がなされた経済を意味する。

窒素の適正循環の確保

窒素は、食料生産や工業生産等において重要な物質である一方、大気汚染、水域の富栄養化、地下水汚染等に影響を及ぼします。また、我が国は主な化学肥料の原料のほぼ全量を輸入しており、肥料の安定供給、経済・食料安全保障も課題です。

国連環境総会（UNEA）における 2022（令和４）年の持続可能な窒素管理に関する決議では、過剰なレベルの栄養素、特に窒素及びリンは、水、土壌、大気質、生物多様性、生態系の機能等に影響を及ぼすことに留意し、加盟国に対し、2030（令和 12）年までに廃棄窒素を世界的に顕著に削減することや、国家行動計画の情報を共有することを奨励しました。

これを踏まえ、国は 2024（令和６）年９月に「持続可能な窒素管理に関する行動計画」を策定し、同計画に基づき、水・大気環境の保全・管理と、脱炭素、資源循環、自然共生との統合的アプローチにより、社会や地域に貢献する取組を推進することとしています。

第六次環境基本計画の策定

気候変動、生物多様性の損失、海洋プラスチックごみ等による汚染という「３つの世界的危機」に直面する中、人類の活動は、地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー[1]）を超えつつあります。我が国においても、人口減少や少子高齢化、経済の長期停滞といった深刻な経済・社会的課題を抱えており、今や環境問題は安全保障上の課題ともなっています。これらの危機に対応し、環境・自然資本を基盤・軸とした環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップを示すため、国において、2024（令和６）年５月に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。

[1] 地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）の研究から、地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会は発展し繁栄できるが、境界を越えれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされている。2025 年の評価では、９つの項目のうち7項目が、すでに安全な境界を越えているとされた。

プラネタリー・バウンダリー

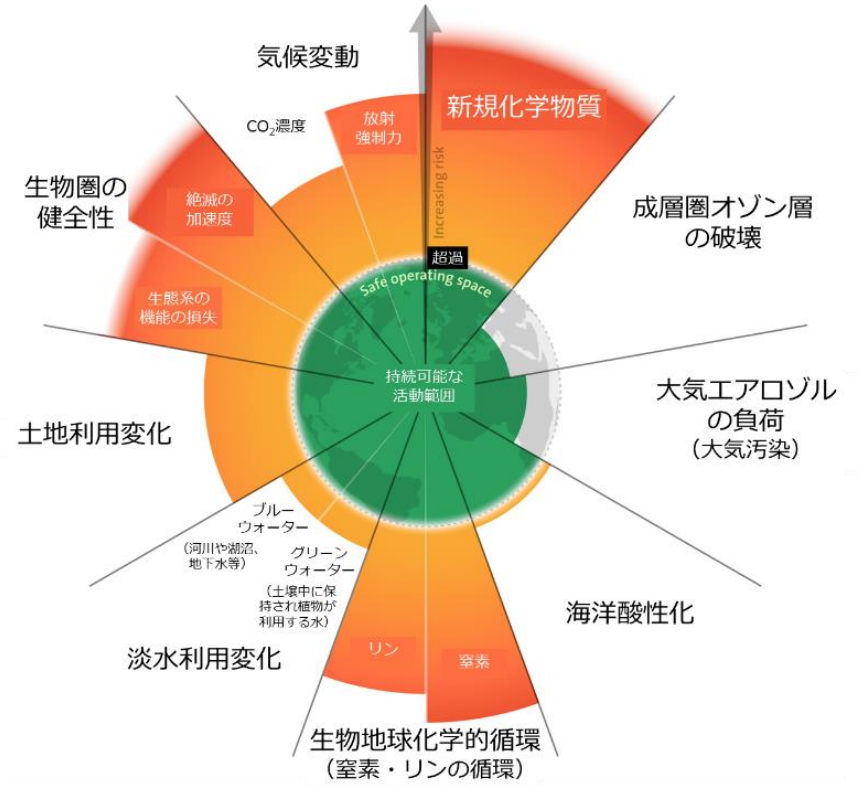

【出典】ストックホルム・レジリエンス・センター（制作：Azote／分析データ：Sakschewski and Caesar et al. 2026）に基づき作成

同計画では、第一次計画から 30 年の節目を踏まえ、環境保全を通じて現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上を目指すことが最上位の目的に掲げられ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととされています。今後の環境政策の展開に当たっては、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組むこととされています。

目指すべき持続可能な社会の姿、循環共生型社会を実現するための横断的な戦略として、同計画においては、以下の６つの重点戦略が設定されました。

（１）「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
（２）自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
（３）環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
（４）「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
（５）「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
（６）環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

また、第五次環境基本計画で打ち出された地域循環共生圏[1]については、地域資源を活用した自立・分散型の社会の実現の鍵となり、地域の「ありたい未来」に向けて、「新たな成長」の実践・実装の場として発展させていくこととされています。

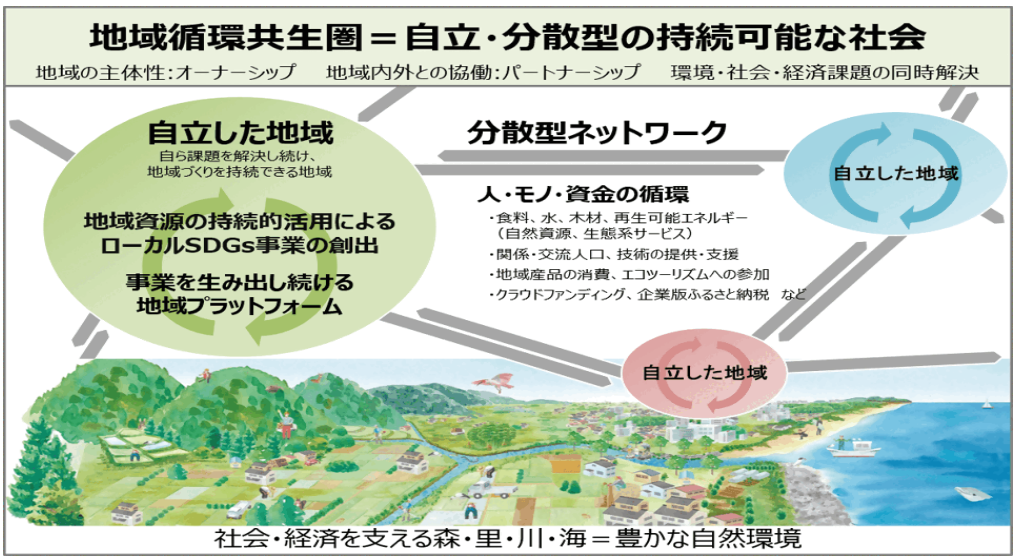

【出典】環境省「令和８年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

地域の特性・課題

本県の北部には、筑前海（玄界灘、響灘）、豊前海（周防灘）が、西南部には有明海が広がっています。海には、筑後川、遠賀川、矢部川等の河川が注ぎ込んでおり、流域には、筑紫平野、福岡平野、直方平野等の平野が開けています。また、英彦山地、筑肥山地、脊振山地等の県境の山岳地帯のほか、三郡山地、耳納山地等の都市近郊の山地もあり、豊かな自然に恵まれています。

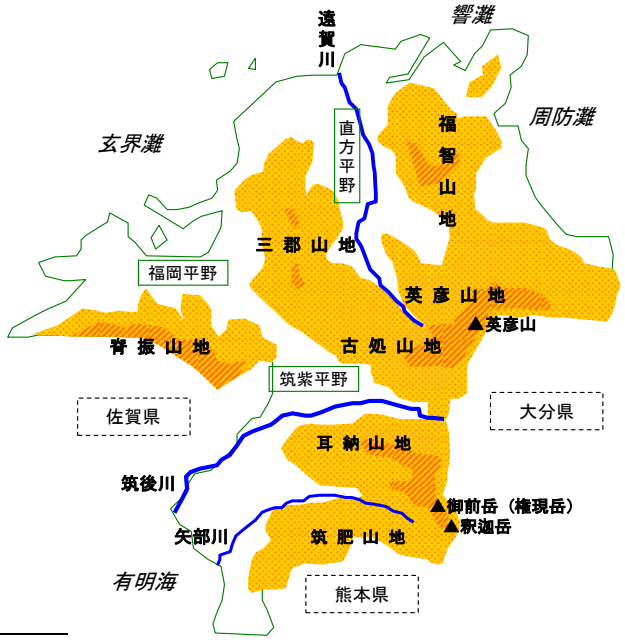

[1] 地域循環共生圏：都市も地方も多くの課題が山積する中、それぞれの地域が主体的に「自ら課題を解決し続け」、得意な分野でお互いに支え合うネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」のこと。地域で環境・社会・経済の課題を同時解決する事業を生み出していくことから「ローカル SDGs」とも呼ばれている。

地域の特性と課題は、それぞれの自然的・地理的・社会的条件に応じて異なります。地域の環境特性に基づき、県内を①都市圏、②流域圏、③沿岸地域・島しょ部、④里山・中山間地域の４つに区分し、その特性と課題を下表にまとめています。

持続可能な社会を実現するためには、こうした地域の特性を踏まえた上で、多様な主体が参画し、地域資源を活かした課題解決、地域活性化を図るとともに、地域間の連携・協働を進め、「地域循環共生圏」を形成していく必要があります。

区分	地域の特性・課題
①都市圏	・福岡市や北九州市等の都市部では、都市緑地や学校ビオトープの整備等により、自然環境の創出・保全が行われている。 ・経済・産業活動が集積し生活を支えている一方、大量のエネルギー消費等が課題となるため、脱炭素に向けたペロブスカイト太陽電池導入等の先進的な取組が進められている。
②流域圏	・筑後川、遠賀川を代表として 200 以上の水系がみられ、それぞれの環境を基盤として多様な動植物が生息・生育し、希少種も確認されている。 ・河川水は農業・工業等に利用され、地域の産業・生活を支えている一方、豪雨災害や河川ごみ等が課題となり、住民や地域団体等による河川環境保全活動も行われている。
③沿岸地域・島しょ部	・豊前海は多様な底質の前浜干潟を有すること、有明海は大きな干満差を伴う軟泥の干潟を有すること、筑前海は砂浜、岩礁、干潟等多様な沿岸環境を有することが特徴で、海域ごとに特徴的な生物が生息している。 ・多様な主体と連携・協働した藻場の保全等の取組も進められている一方、海岸漂着ごみ等の課題がみられる。
④里山・中山間地域	・森林、農地、水路、ため池、河川等が一体となった多様な環境が、生物多様性を支えている。 ・森林保全や自然体験、農産物の地産地消、地域資源を活かした産業・脱炭素の取組もみられる一方、人口減少に伴う集落の消失や森林の荒廃、野生鳥獣被害等が課題となっている。

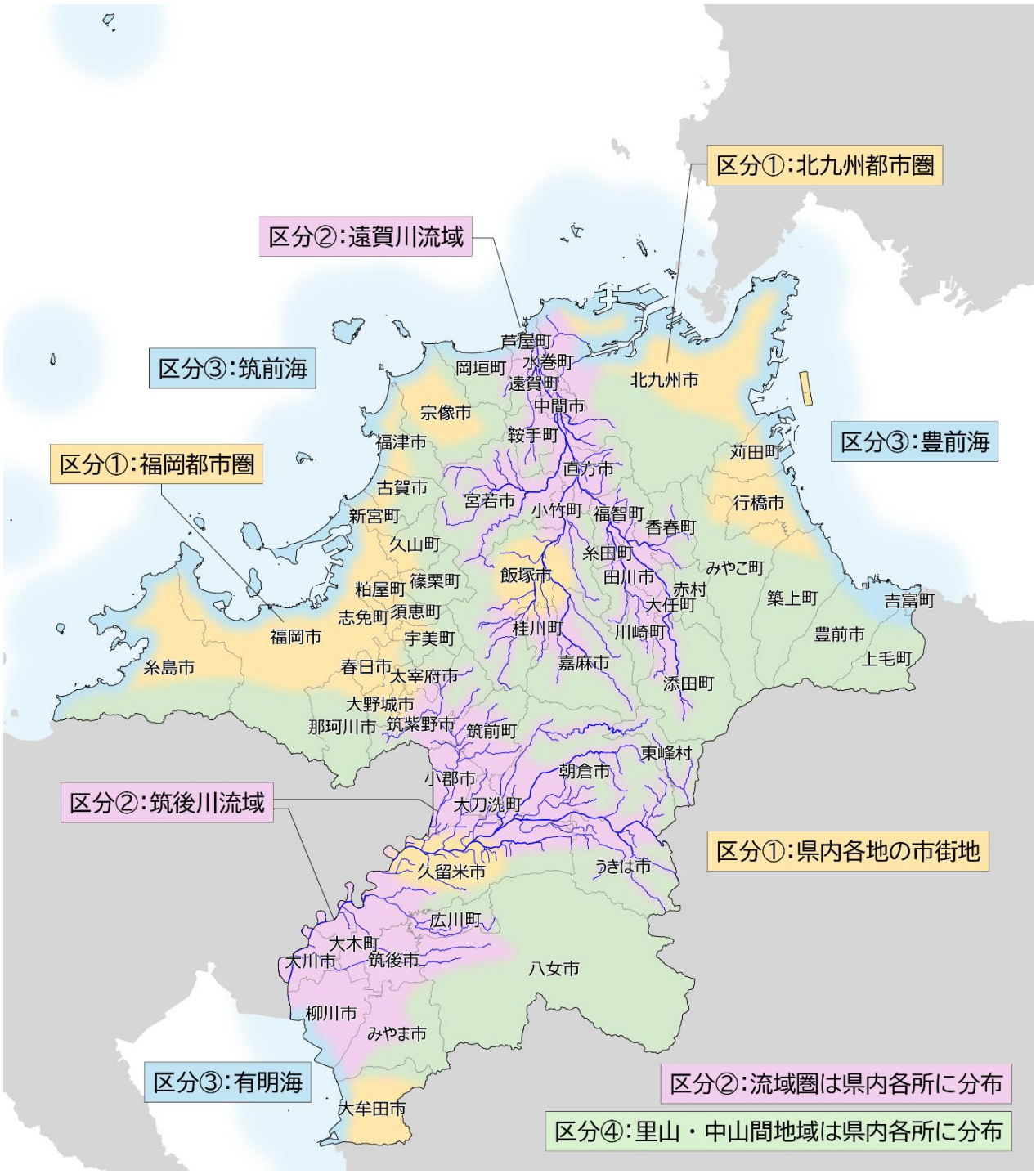
区分①:北九州都市圏
区分②:遠賀川流域
区分③:筑前海
区分①:福岡都市圏
区分③:豊前海
区分②:筑後川流域
区分①:県内各地の市街地
区分③:有明海
区分②:流域圏は県内各所に分布
区分④:里山・中山間地域は県内各所に分布
芦屋町
水巻町
岡垣町
遠賀町
北九州市
中間市
宗像市
鞍手町
福津市
苅田町
直方市
古賀市
宮若市
小竹町
福智町
行橋市
新宮町
香春町
久山町
糸田町
みやこ町
飯塚市
田川市
篠栗町
粕屋町
赤村
築上町
吉富町
志免町
須恵町
大任町
福岡市
桂川町
川崎町
豊前市
宇美町
糸島市
春日市
嘉麻市
上毛町
太宰府市
添田町
大野城市
那珂川市
筑紫野市
筑前町
東峰村
小郡市
朝倉市
大刀洗町
うきは市
久留米市
広川町
大木町
大川市
筑後市
八女市
柳川市
みやま市
大牟田市

2　計画の位置付け

福岡県総合計画を踏まえるとともに、環境総合ビジョンの部門計画である福岡県地球温暖化対策実行計画、福岡県生物多様性戦略、福岡県廃棄物処理計画、福岡県食品ロス削減推進計画とも整合させて、本県の環境の将来像を具体化するものです。

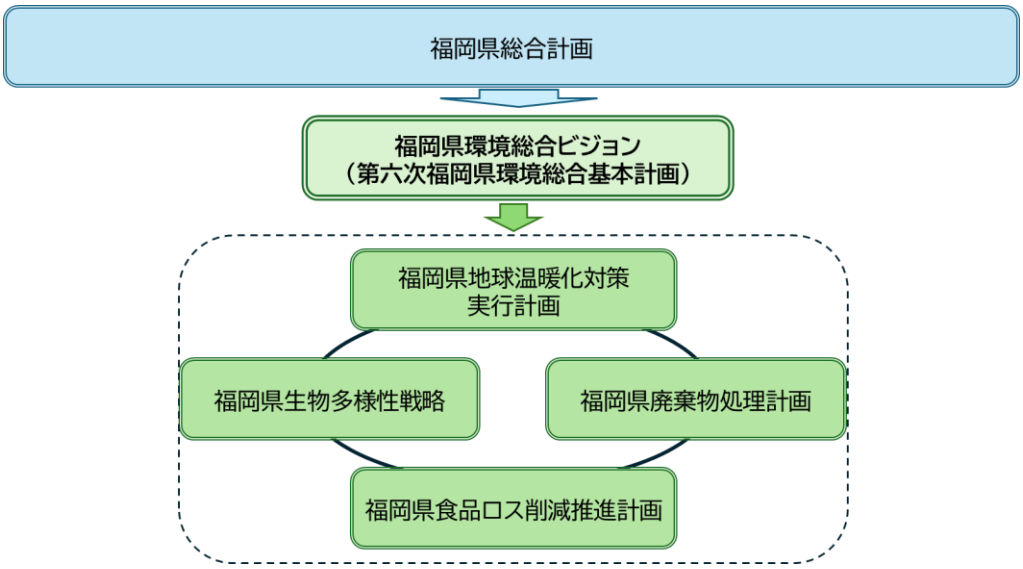

3　計画の役割

○　本県において持続可能な社会を目指すための環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱

○　県民・事業者・行政等、全ての主体が環境について考え行動する際の指針

○　「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）第８条に基づく行動計画

4　計画期間

○　計画期間は、2027（令和９）年度からの５年間です。昨今の環境行政のニーズや課題の変化を速やかに反映させて実効性を確保するため、５年間の計画とします。

○　ただし、環境の状況変化、国内外の環境政策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行います。

5　計画の構成

第１章　計画の基本的事項

本計画の策定の背景、環境を取り巻く状況、位置付け、役割、期間、構成を示します。

第２章　福岡県の環境の将来像

福岡県総合計画を踏まえ、本県の環境の将来像を設定し、その実現に向けた７つの柱及び柱ごとの目指す姿を示します。

第３章　施策の展開方向

目指す姿の実現に向け、展開する施策を体系的に整理し、それぞれの現状・課題と施策の方向性を示します。
また、施策ごとに数値目標を設定し、その達成度を確認しながら、施策の充実・強化を図ります。

第４章　推進体制・進行管理

本計画の実施のための推進体制及び進行管理を示します。

SDGs[1]と福岡県環境総合ビジョンの関連

2015年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」の17のゴールが設定されました。SDGsは、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について設定されている国際社会共通の目標です。また、「SDGsのウェディングケーキモデル」では、「経済」は「社会」に、「社会」は「生物（自然環境）」に支えられて成り立つという考え方が示されています。ケーキの頂点には、ゴール17の「パートナーシップ」が位置しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。

本計画では、各柱におけるSDGsの17の目標との関連を図示し、本計画の推進によりSDGsの達成に貢献することを目指します。

また、巻末では、本計画の各柱の施策の方向が、SDGsのどのゴールと関係しているのかを一覧表で示しています。（「参考資料1　福岡県環境総合ビジョンとSDGs 17のゴールとの関連」ページ参照）

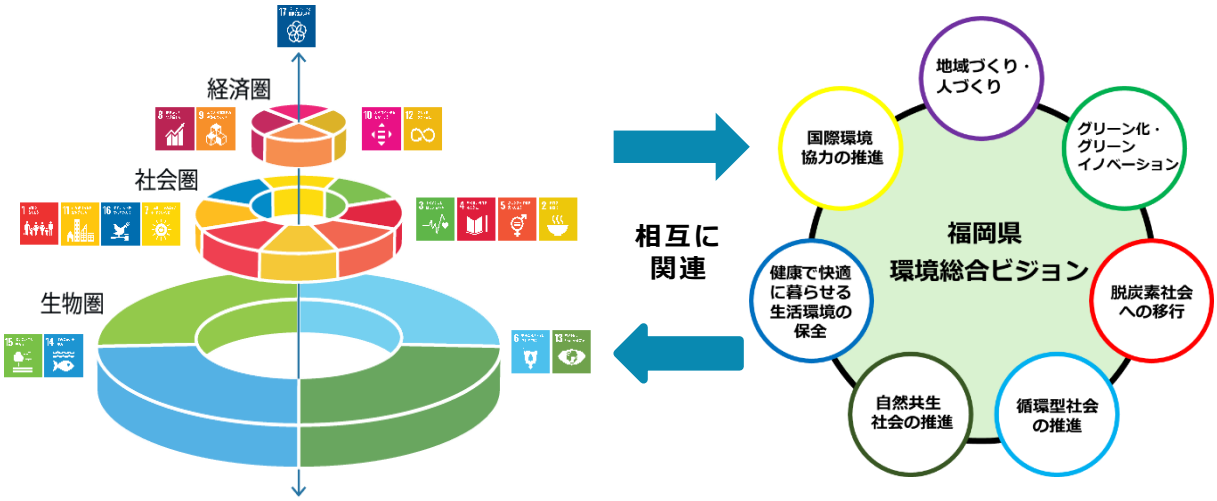

【SDGsのウェディングケーキモデル】
【出典】ストックホルム・レジリエンス・センター
（制作：Azote）

[1] ポストSDGsの動き・国際潮流：2024年9月の国連未来サミットにおいて、2027年9月よりポストSDGsの目標・枠組みに向けた議論を開始することが決定された。また、同サミットでの合意を受け、設置されたハイレベル専門家グループにより、2026年5月には報告書『Counting what counts: A Compass of Progress for People and Planet（真に価値あるものを測る：人々と地球の進歩のための羅針盤）』が公表され、人と地球のウェルビーイングや公平性、持続可能性を統合的に測る新たな枠組みが提案されている。
今後は、この報告書を重要な指針の一つとしてポストSDGsに向けた議論が進められる予定。

第２章　福岡県の環境の将来像

～豊かな環境のもとで質の高い営み[1]ができる持続可能な社会へ～

前計画に引き続き環境を軸として社会課題や経済課題を同時に解決していくアプローチにより「豊かな環境」を将来世代に引き継ぎ、「質の高い営みができる持続可能な社会」の構築を目指します。

地球温暖化（気候変動）や循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行等、近年の環境を取り巻く状況は大きく変化しており、環境の将来像を実現するため、相互に関連する７つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿を示した上で、全体として持続可能な社会を目指します。

各柱において、環境保全活動から関連産業まで幅広い分野における「人づくり」や持続可能な社会を支える「地域づくり」の重要性が高まっていることから、横断的施策の柱における優先順位を見直し、「地域づくり・人づくり」を上位に位置付けます。

[1]「質の高い営み」:「質の高い」は、国の第六次環境基本計画の最上位の目的である「ウェルビーイング」の概念を取り入れている。また、「営み」は「県民の生活」と「団体・事業者の活動」を含んでいる。

【７つの柱のイメージ】

…横断的施策　…分野ごとの施策



【7 つの柱の目指す姿】

1　地域づくり・人づくり（柱１）

－環境課題について考え行動する人材の育成と地域の活性化－

○　世代や分野を超えた県民、NPO、事業者等の多様な主体が連携し、自然的・地理的・社会的条件を踏まえ、地域内の多様な資源を発展・活用させるとともに、地域同士が支え合う、持続可能かつ豊かで質の高い営みができる地域。

○　県民一人ひとりによる日常的な環境配慮行動の実践や、地域課題の解決に取り組む多様な担い手の育成・確保により、地域の持続可能な発展や暮らしを支える強固な基盤が築かれた社会。

2　グリーン化・グリーンイノベーション（柱２）

－求められる新たな経済社会システムへの変革と環境に関連する産業の強化－

○　「ネット・ゼロ」、「資源循環」、「ネイチャーポジティブ」を統合的に推進し、持続可能で強靱な経済社会システムが構築された社会。

○　事業者が、環境配慮型のビジネススタイルへの転換、商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人ひとりが、環境配慮型のライフスタイルを選択する経済・社会のグリーン化が進んだ社会。

○　グリーンイノベーションによって、環境・経済・社会課題を同時に解決し、新たな価値が創出され、環境に関連する産業が地域経済を支える社会。

3　脱炭素社会への移行（柱３）

－2050 年ネット・ゼロの達成と気候変動への適応－

○　温室効果ガス削減等の緩和策や防災・減災を含めた適応策を一体的に講じることで、県民・事業者の脱炭素化に向けた行動変容が促される社会。

○　省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、森林の適正管理が進む等、温室効果ガスの排出削減と吸収源の拡大（緩和策）により、ネット・ゼロを実現した社会。

○　集中豪雨等の自然災害に備えたインフラ整備や生態系活用による防災機能の強化、高温に強い農作物の品種開発・普及等（適応策）が進む等、気候変動による被害を防止・軽減した、安全・安心で持続可能な社会。

4　循環型社会の推進（柱４）

－循環経済への移行と廃棄物等の適正処理－

○　県民や事業者等が、製品のライフサイクル全体で「3R」と「Renewable（バイオマスの活用、再生材利用等）」を推進することにより、最終処分量を抑制し、資源循環が新たな経済価値を生み出す「循環経済」（サーキュラーエコノミー）へと移行した持続可能な社会。

○　資源循環を促進する先進的な技術や革新的なビジネスモデルが社会に実装され、資源循環関連産業が地域の活性化を支える主要な産業となっている社会。

○　不適正処理の未然防止により、廃棄物等の適正処理が徹底され、県民が安心して快適に暮らせる社会。

5　自然共生社会の推進（柱５）

－生物多様性の保全と回復・豊かな恵みの享受－

○　県民一人ひとりや事業者が、自然資本から得られる生物多様性の恵みを重要な地域資源として認識し、「ネイチャーポジティブ」の実現に向けて生物多様性の保全と回復に積極的に取り組むことで、自然資本の維持・回復・充実が図られる持続可能な社会。

○　豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と生きものが環境の中で一つにつながり、健やかにともに生きることにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。

6　健康で快適に暮らせる生活環境の保全（柱６）

－やすらぎあふれる空気・水・土・居住環境－

○　地域の実情を踏まえ、大気・水・土壌・化学物質等を適切に管理し、県民がやすらぎあふれる環境の中で健康に暮らせる社会。

○　個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承することができる社会。

7　国際環境協力の推進（柱７）

－県内を中心とした環境技術の活用・相互協力による国を越えた環境問題の改善－

○　アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内を中心とした環境技術・ノウハウ等を活用し、国を越えて互恵的な協力関係を築きながら、環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。

○　NPO や事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

第３章　施策の展開方向

１　地域づくり・人づくり（柱１）
－環境課題について考え行動する人材の育成と地域の活性化－



※7 つの柱ごとに、関連する主な SDGs ロゴマークを示しています。

目指す姿

○　世代や分野を超えた県民、NPO、事業者等の多様な主体が連携し、自然的・地理的・社会的条件を踏まえ、地域内の多様な資源を発展・活用させるとともに、地域同士が支え合う、持続可能かつ豊かで質の高い営みができる地域。

○　県民一人ひとりによる日常的な環境配慮行動の実践や、地域課題の解決に取り組む多様な担い手の育成・確保により、地域の持続可能な発展や暮らしを支える強固な基盤が築かれた社会。

現状・課題

○　脱炭素社会への移行、循環型社会の推進、自然共生社会の推進等環境に関する様々な課題や少子高齢化等に伴う人口減少による地域づくりの担い手不足等の課題を解決し、持続可能な社会を実現していくため、分野横断的な施策として、地域づくり・人づくりに取り組んでいく必要があります。

○　持続可能な社会を実現するためには、環境教育を通じて、地域の課題について考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりとそれらの行動を地域に根差したものにしていく地域づくりが必要です。

○　教育基本法では、教育の目標の一つとして、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」を規定しており、環境教育の推進は大変重要です。

○　「環境教育等促進法」に基づく基本方針（2024（令和６）年閣議決定）では、環境保全活動、環境教育、協働取組により、持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、地域循環共生圏の創造と、人々のウェルビーイングにつなげていくことが重要だとされています。

○　消費者庁の調査によると、若年層の多くの者が、「学校での教育」をきっかけに SDGs やエシカル消費[1]に関心を持ったと回答しており、学校教育の重要性が示唆されています。

SDGs やエシカル消費に関する取組に興味を持ったきっかけ

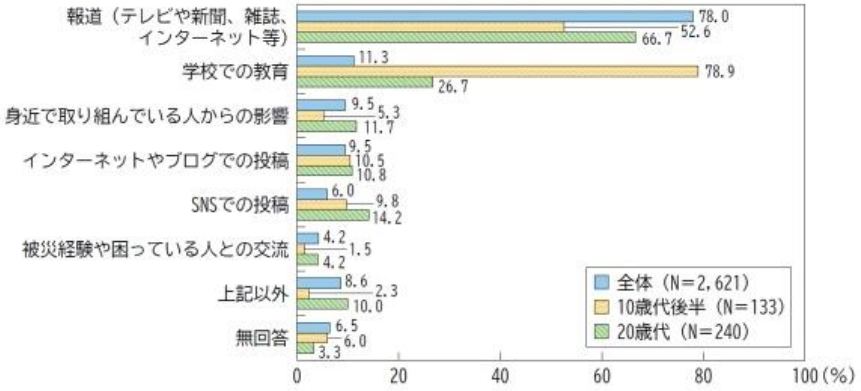

（備考）1．消費者庁「消費者意識基本調査」（2021年度）により作成。
2．「あなたのSDGsやエシカル消費に関する取組について、当てはまるものを１つお選びください。」との問に対し、「興味があり、現在取り組んでいる」又は「興味はあるが、現在取り組んでいない」と回答した人への、「あなたが興味を持ったきっかけとして、当てはまるものを全てお選びください。」との問に対する回答数が、全体の多い順に表示（複数回答）。

【出典】消費者庁「令和４年版消費者白書」

○　「持続可能な開発のための教育」（ESD）は、環境、貧困、人権、平和といった現代社会の課題を地球規模課題の解決と結び付けて考え、行動変容をもたらし、持続可能な社会を実現することを目指して行う学習・教育活動のことです。学校教育に加え、あらゆる場面での教育活動から学んだことを実践することが重要です。

○　県民の行動変容を促すためには、環境に配慮した行動を負担として捉えるのではなく、光熱費の削減、健康づくり、快適な住まい、防災力の向上等、経済的負担の軽減や暮らしの質の向上にもつながるという考え方を啓発していくことが重要です。また、ESD の質を高めていくためには、教員や出前講座の講師等に、このような考え方も含め、幅広い情報や教材・学習ツール等を提供し、講師等のスキルアップを図っていく必要があります。

環境配慮行動と暮らしの質の向上の関係（イメージ）

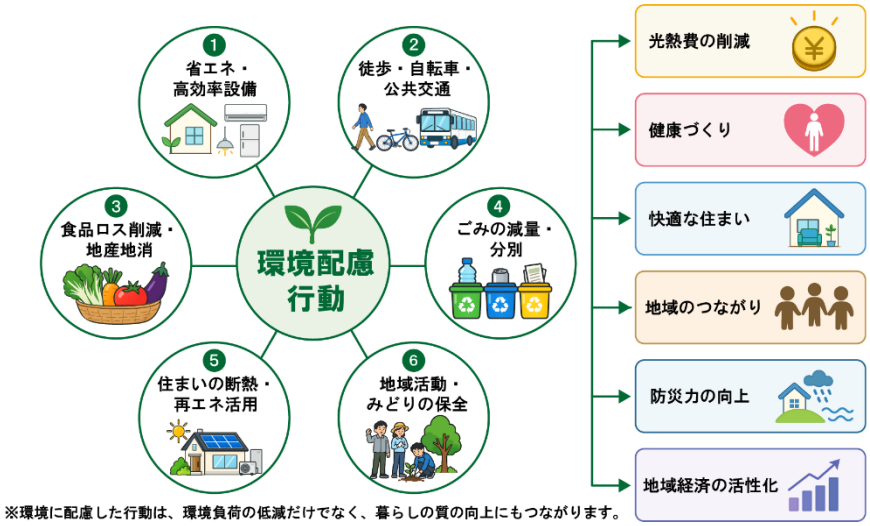

※環境に配慮した行動は、環境負荷の低減だけでなく、暮らしの質の向上にもつながります。

[1] エシカル消費：地域の活性化や雇用等を含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

○　国及び本県では、「環境の日」（６月５日）を含む６月を「環境月間」としています。環境月間に合わせて啓発活動を実施し、環境保全の意識啓発を図っています。

環境月間の街頭啓発活動の様子



○　効果的な地域づくり・人づくりを進めるためには、県民、NPO、事業者、行政等がそれぞれの情報やネットワークを持ち寄り、連携をより一層強化し、社会全体として推進していくことが望まれます。

環境講座・環境イベント等の開催数（本県及び県内市町村主催）

年度	2021	2022	2023	2024	2025
環境講座・環境イベント等の開催数（件）	1,387	1,742	1,897	1,656	1,752

【出典】福岡県

○　国の環境基本計画で示されている「地域循環共生圏」は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカル SDGs 事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」です。その実現のためには、「地域循環共生圏」の担い手となる「無形資産（人的資本・コミュニティ等）」を充実させていくことが重要です。また、脱炭素化の取組を通じ、地域課題の解決を図る地域脱炭素の取組の加速化も重要となっています。

本県においても、地域脱炭素を含む地域循環共生圏構築に向けた取組を進めています。

福岡県内における地域循環共生圏構築に向けた取組の例

～宗像市の取組～ 宗像ウニプロジェクト	深刻化している磯焼けの一因となるウニを駆除し、陸上で蓄養して食用として活用する「宗像ウニプロジェクト」に、事業者・行政・地域が連携して取り組んでいます。駆除したウニには、うどん店で出汁を取り終えた昆布や規格外の野菜等を与え、フードロスの削減を図るとともに、蓄養したウニを商品化・販売し、その収益をウニの駆除や藻場再生等の環境保全に還元する仕組みづくりを進めています。また、本プロジェクトを題材とした環境学習を市内の小中学校で実施し、こどもたちが地域の海の現状や環境保全、資源循環について学ぶ機会を創出しています。産官学の連携を通して、環境保全と地域経済の好循環を生み出すとともに、学びを通じて豊かな宗像の海を未来へつなぐ取組を進めています。   【蓄養前のウニ】　【蓄養後のウニ】
～うきは市の取組～ 農業×観光×生物多様性保全で磨き上げる脱炭素型農村モデルづくり	うきは市では、脱炭素先行地域の取組を通じ、豊かな自然や農業、観光等の地域資源を活かした地域循環共生圏の構築を目指しています。公共施設や住宅、観光農園等への再エネ・省エネ設備の導入に加え、地域エネルギー会社を核としたエネルギーの地産地消を推進し、地域外への資金流出を抑制します。さらに、農業・観光・生物多様性保全と脱炭素を結び付け、環境・経済・社会の好循環を生み出す持続可能な地域づくりを進めています。  【農業×観光×生物多様性保全で磨き上げる脱炭素型農村モデル】

～みやま市の取組～ みやま有明自給圏の策定と実行	みやま市においては、これまでも全国の自治体初となる地域新電力会社の設立や生ごみのリサイクル等、脱炭素の推進を通じた地域経済循環の構築に取り組んできました。2021（令和３）年度には、ゼロカーボンシティ宣言と第２次地球温暖化対策実行計画の策定を行い、脱炭素化に向けた取組を進めています。 その具体的取組を固めるため、2023（令和５）年に環境省の「地域循環共生圏」の枠組みの下で地域プラットフォームを形成し、農業分野における後継者不足や、エネルギー支出の拡大による地域資金の域外流出といった地域課題を設定し、その課題を解決するため、エネルギー・肥料・高品質な農作物が地域内で循環する、まちの将来ビジョン「みやま有明自給圏」を策定しました。 厳しい財政状況の下ではありますが、地域おこし協力隊制度を活用し、地域プラットフォームの運営や普及啓発活動の強化を行っており、また PPA 方式による庁舎の脱炭素化や企業誘致と連動した竹林の適正管理及び資源化といった取組の準備等、まずは大きな初期投資を伴わずに実施可能な取組を着実に推進しています。  【「みやま有明自給圏」ビジョンマップ】

○　2013（平成 25）年度から、本県の各保健福祉環境事務所が、管内の市町村や地域の地球温暖化防止活動推進員、NPO 等と連携して地域環境協議会を設置し、地域の特性に合わせた環境保全活動や環境教育を推進し、地域の環境保全活動を担う人材を育成しています。

○　2025（令和７）年度は、県内で 269 クラブ、10,423 名のこどもたちが、こどもエコクラブに登録し、自主的な環境保全活動を行っています。団体数、登録者数ともに、全国で２番目に多い状況です。

福岡県内こどもエコクラブ団体数及び登録者数の推移

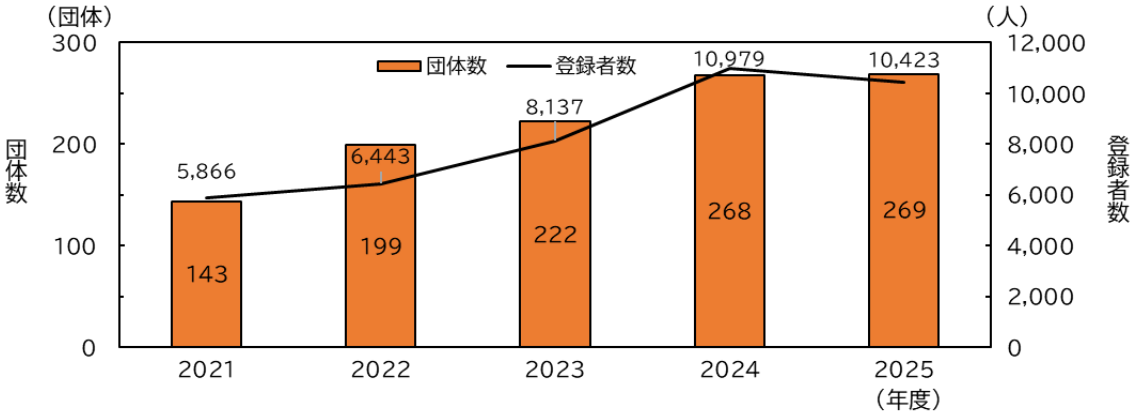

【出典】こどもエコクラブ全国事務局ホームページに基づき福岡県作成

○　本県では、県民、NPO、事業者等が主体的に地域の課題解決に参画する機運を高めていくため、NPO 等の活動基盤強化、NPO 等と事業者・行政等で構成する福岡県環境県民会議により、各主体の協働を推進しています。

施策の方向性

【地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進】

県民、NPO、事業者等による地域資源を活かした地域活性化の取組の促進

○　地域で活動する様々な団体（地域住民、NPO、地域づくり団体、大学、事業者等）の地域資源を活かした環境保全活動の取組を支援します。

○　農山村民泊や農業を体験するグリーンツーリズム等により、地域の活力を強化するとともに、魅力ある地域づくりを推進します。

○　環境配慮型のビジネススタイル・ライフスタイルを広く普及させるとともに、あらゆる産業を環境に関連する産業[1]へと発展させ、経済・社会のグリーン化が進んだ地域の基盤づくりを推進します。【柱２の【経済・社会のグリーン化の推進】に詳細記載】

[1] 環境に関連する産業：環境省が定義している「環境産業」（27 ページ）だけでなく、脱炭素化や資源循環、生物多様性の保全等の環境配慮型ビジネススタイルを実践しているあらゆる事業者を含めたもの。

多様な主体による連携・協働の推進

○　NPO や事業者、行政等様々な立場の主体が情報交換を行い、相互の理解を深めるとともに、マッチングの場等を設けることで、地域の課題解決に向けた連携や持続可能な活動のための協働を促進します。

○　「地域循環共生圏」の構築に向けて、地域における気候変動対策、エネルギーや食料等の地産地消を推進するため、市町村や事業者等の協働による連携体制の確立を支援します。【柱３にも一部掲載】

○　災害に伴い発生する災害廃棄物について、迅速かつ適切な処理を可能にするため、関係者間の連携強化に努めます。【柱４にも掲載】

【自ら地域課題を考えて行動する人づくりの推進】

「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

○　ESD の視点を取り入れ、環境と社会や経済との関わりを盛り込んだ環境教育・環境学習を推進します。

○　環境学習を支援する出前講座や専門家等の派遣、啓発動画や学習ツール等を提供し、環境教育を推進します。

○　環境に配慮した生活・事業活動を浸透させるため、学校、社会教育施設、地域や職場等における環境教育・環境学習を推進し、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進します。

地域の持続可能な発展に向けた取組を支える担い手づくり

○　海洋ごみ、プラスチックごみの削減やフードバンク[1]活動等をはじめとする環境に関する普及啓発の推進及び、こどもエコクラブや自然体験施設等の学び・活動できる拠点・場の整備を図り、環境保全活動を支える担い手の育成・確保を行います。

○　農林水産業、災害廃棄物、エネルギー等の各分野の専門的な知識や技術を持つ人材の育成を推進します。

[1] フードバンク：食品企業の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動のこと。

指標項目

柱	指標項目	目標 2031（令和13）年度	現状 2025（令和7）年度	備考
地域づくり・人づくり	環境を保全する取組を実践する人の割合	基本的な環境保全の取組※を一定以上実践する人の割合が 80%	基本的な環境保全の取組を一定以上実践する人の割合が 65% 2026（令和8）年度	おおむね行動変容が定着したと考えられる水準 ※省エネ、食ロス削減、ごみ減量等の基本的な取組
	こどもエコクラブ 登録団体数	330 クラブ	269 クラブ	年間 10 クラブ程度増
	環境講座・環境イベント等の開催数	2,000 件	1,752 件	年間 40 件程度増

2　グリーン化・グリーンイノベーション（柱２）

－求められる新たな経済社会システムへの変革と環境に関連する産業の強化－



目指す姿

○　「ネット・ゼロ」、「資源循環」、「ネイチャーポジティブ」を統合的に推進し、持続可能で強靭な経済社会システムが構築された社会。

○　事業者が、環境配慮型のビジネススタイルへの転換、商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人ひとりが、環境配慮型のライフスタイルを選択する経済・社会のグリーン化[1]が進んだ社会。

○　グリーンイノベーションによって、環境・経済・社会課題を同時に解決し、新たな価値が創出され、環境に関連する産業[2]が地域経済を支える社会。

現状・課題

○　国の第六次環境基本計画では、現在、気候変動、生物多様性の損失、海洋プラスチックごみ等による汚染の３つの危機に直面しており、経済社会システムを「ネット・ゼロ」で「循環型」で「ネイチャーポジティブ」なものに転換する必要性があるとしています。

○　政府は、2020（令和２）年 10 月に、「2050 年までにカーボンニュートラル（ネット・ゼロ）の実現を目指す」ことを宣言しており、2025（令和７）年２月に閣議決定された地球温暖化対策計画においては、2030 年度、2035 年度、2040 年度の温室効果ガス排出量を、2013 年度からそれぞれ 46%、60%、73%削減するという目標が設定されています。

○　2023（令和５）年には、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の３つの同時実現を目指した「GX[3]基本方針」とその具現化のための「GX 推進戦略」が閣議決定されました。これに基づき、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギー等の脱炭素電源への転換、水素・アンモニアの導入促進や 2050 年ネット・ゼロに向けて必要とされる 10 年で 150 兆円規模の GX 投資を呼び込むための成長志向型カーボンプライシング[4]が進められるとと

---

[1] グリーン化：経済活動等が環境に配慮したものとなり、自然資源や生態系等の地球環境が回復不能なほど損なわれることがないようにすること。

[2] 環境に関連する産業：環境省が定義している「環境産業」（29 ページ）だけでなく、脱炭素化や資源循環、生物多様性の保全等の環境配慮型ビジネススタイルを実践しているあらゆる事業者を含めたもの。

[3] GX：石炭や石油等の化石燃料中心の経済・社会、産業構造を、クリーンエネルギーを中心としたものに移行させ、社会システム全体を変革する取組のこと。

[4] カーボンプライシング：企業等の排出する CO_2（カーボン、炭素）に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法のこと。企業等が燃料や電気を使用して排出した CO_2 に対して課税する「炭素税」や企業ごとに排出量の上限を決

もに、産業やくらしの脱炭素化に向けた構造変革が図られています。さらに、2025（令和7）年には、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の将来予見性を高めるため、より長期的な方向性を示す「GX2040ビジョン」が閣議決定され、GX政策の更なる具体化・加速化が進められています。

○　このように、我が国では、地球温暖化対策推進法及び気候変動適応法を基盤に、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGX政策と協調して、2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組が着実に進められています。

○　本県では、国が掲げる重要分野のうち、既に風力産業や水素産業のほか、自動車産業等の分野に取り組んでいます。そのほかにも、生産プロセスを効率化する産業用ロボット、家電や鉄道等、様々な機器の電力消費を抑えるパワー半導体等、省エネルギー・省資源型の製品を生産する産業も集積しています。国の制度も活用しながら、中長期的な視点を持ってこれらの取組を更に進めていく必要があります。

GX重点16分野における分野別投資戦略



【出典】経済産業省「第17回 GX実現に向けた専門家ワーキンググループ」

○　このほか、2050年までに農林水産業のCO_2ゼロエミッション化を目指す「みどりの食料システム戦略」（2021（令和3）年5月策定）の取組を加速化させるために、2026（令和8）年に「みどり加速化GXプラン」が策定されています。同プランでは、GX投資の呼び込みを通じ、環境負荷低減の取組を「稼げる農林水産業」の実現につなげること、気候変動への適応策として、高温耐性品種の開発・普及を推進すること、国際情勢に左右されない食料供給体制の構築に向け、有機農業の拡大や国産バイオマス・再生可能エネルギーの活用を推進すること等の方針を定めています。

め、それを超過する企業と下回る企業との間でCO_2の排出量を取引する「排出量取引制度（ETS=Emission Trading Scheme）」等の様々な手法がある。

○　環境省の推計（推計期間：2000（平成 12）～2024（令和６）年）によると、国内の環境産業[1]の市場規模は 136.2 兆円と、前年比 3.0%の増加となり、2000（平成 12）年（62.5 兆円）の約 2.2 倍になりました。同年以降、特に、地球温暖化対策分野が大きく増加しています。また、全産業に占める環境産業の市場規模の割合は、同年の 6.6%から 2024（令和６）年には 11.0%まで増加し、環境産業が我が国の経済成長に与える影響は大きくなっています。

国内の環境産業の市場規模推移

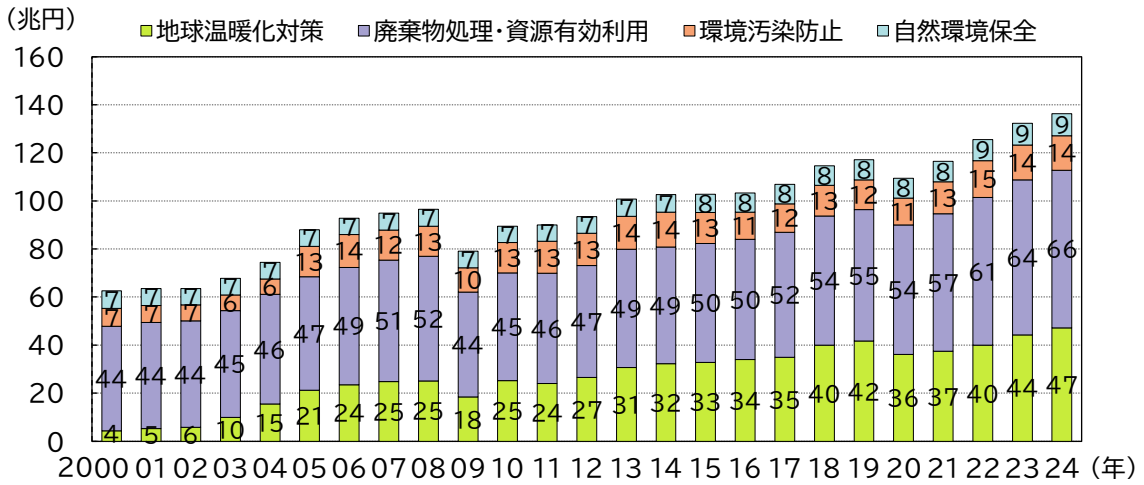

全産業に占める環境産業の割合

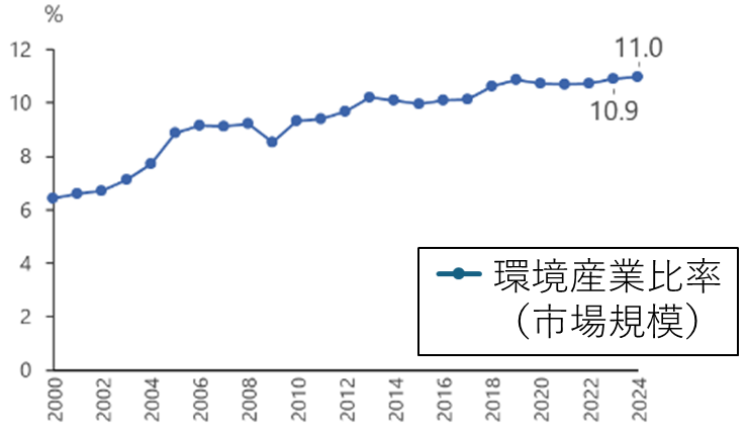

【出典】環境省「環境産業の市場規模･雇用規模等に関する報告書」

○　持続可能な社会を構築するため、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選ぶ「グリーン購入」の促進が重要となっています。

本県において、県自ら「福岡県環境物品等調達方針」を作成し、全機関を挙げて環境に配慮した物品の購入に取り組んでいます。調達率 100%を目標に掲げる 22 分類 209 品目については、2024（令和６）年度調達率 99.9%を達成しています。

[1] 環境産業：供給する製品･サービスが環境負荷の低減に直接的又は間接的に寄与する産業のこと。

○　国からエコタウン事業の承認を受けている北九州市と大牟田市においては、環境関連産業の集積基盤が整備されています。

北九州エコタウンには、家電や自動車、蛍光管のリサイクル等、様々なリサイクル企業が立地するとともに、アジアをはじめとする国際的な環境技術・ビジネス拠点としての取組が進められています。（2026（令和８）年５月時点で 25 事業が展開）

大牟田エコタウンでは、大牟田リサイクル発電所がサーマルリサイクル[1]を行っているほか、紙おむつやレアメタル等のリサイクル関連産業が立地しています。（2026（令和８）年５月時点で 24 事業が展開）

福岡県内のエコタウンの特色等

	北九州市	大牟田市
承認年月	1997（平成 9）年７月	1998（平成 10）年７月
場　　所	北九州市全域	健老町・新開町地区
特　　色	西日本有数の港湾機能や鉄道・道路網が整備されていること、企業等に環境関連技術が蓄積されていること等から、アジアを視野に入れた広域・国際的な環境産業拠点となることを目指している。	有明海沿岸道路や三池港の活用、環有明海地域との連携により、農業、水産業地域と石炭化学技術の融合を図ることで、主として生活密着型のリサイクル産業を推進している。
事業数（2026 年５月時点）	25	24

○　福岡県リサイクル総合研究事業化センターでは、産学官民によるリサイクル技術や社会システムの事業化を支援しており、図に示すように実用化事業による廃棄物の削減や経済効果が生み出されています。

福岡県リサイクル総合研究事業化センターの研究開発による
廃棄物削減量（累計）及びその経済効果

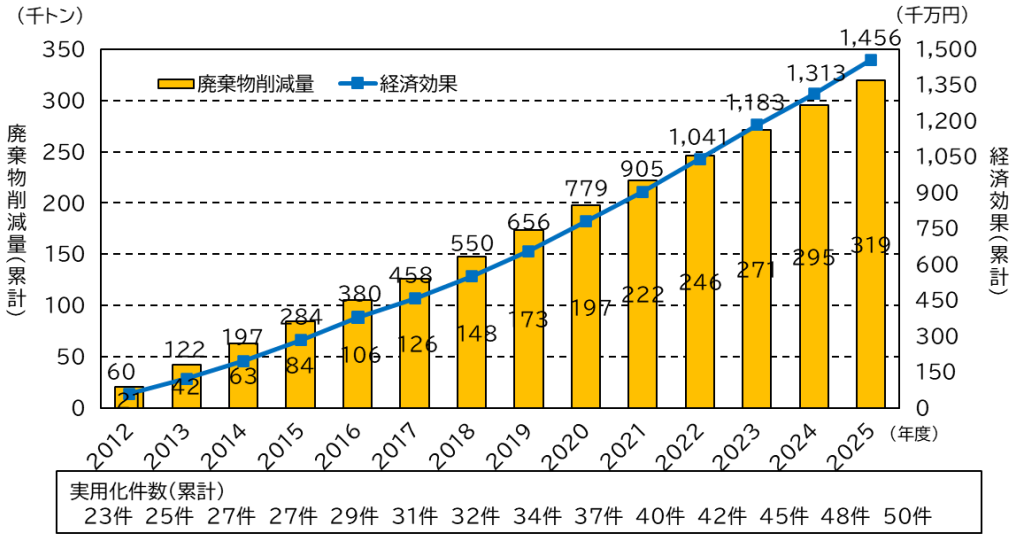

【出典】福岡県

[1] サーマルリサイクル：廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電等に利用すること。

施策の方向性

【経済・社会のグリーン化の推進】

環境配慮型ビジネススタイルの普及

○　公共工事の実施に当たっては、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、計画地周辺の動植物の把握や希少種等の生息・生育環境への影響の回避・低減等の生物多様性への配慮を推進します。【柱５にも掲載】

○　調達や製造、流通、廃棄物処理等事業活動の各段階において、脱炭素化や資源循環、生物多様性の保全等の視点から、脱炭素経営[1]やグリーン購入等の環境負荷の低減に取り組む企業を支援します。【柱３にも一部掲載】

○　事業所の ZEB[2]（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化や既存建築物の省エネルギー化への支援を行います。【柱３にも掲載】

環境配慮型ライフスタイルの普及

○　県民が持続可能な社会の担い手になるよう、省エネルギー・省資源に取り組む「エコファミリー」の支援、環境イベントや自然体験活動等の県民参加型の啓発事業の実施や、ZEH[3]（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の省エネ住宅・省エネ機器の普及を促進し、環境配慮型のライフスタイルの普及を進めます。【柱３にも掲載】

環境負荷低減に寄与する産業の育成と集積

○　エネルギーの地産地消に取り組む市町村、事業者への支援等を通じ、エネルギー関連産業の育成・支援・集積及び再生可能エネルギーの導入を促進します。【柱３にも掲載】

○　風車メンテナンス人材の育成、洋上風力発電の促進区域の早期指定の実現、風力発電産業に関する最新情報の提供や参入促進セミナーを実施すること等により、洋上風力発電の導入及び風力発電産業の集積を促進します。【柱３にも掲載】

○　水素エネルギー分野については、大規模水素ステーションの整備と水素商用モビリティの導入を一体的に推進するとともに、地域で製造した

---

[1] 脱炭素経営：気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）や脱炭素に向けた目標設定（SBT、RE100）等に取り組む動き。

[2] ZEB：先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極的な活用（パッシブ技術）、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

[3] ZEH：外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。

低炭素水素を地域で利活用する地産地消型サプライチェーンを構築し、水素社会の実現を目指します。また、県内企業への製品開発支援やビジネス展開支援、最新の技術動向を踏まえた専門講座の提供による人材育成支援等の取組により、水素産業への参入促進を図ります。【柱３にも掲載】

○　北九州市及び大牟田市のエコタウンにおいて、それぞれの地域の持つポテンシャルを活かした、環境・リサイクル産業の集積を支援します。【柱４にも掲載】

○　県内事業者のリサイクル施設整備への補助や、融資制度等による県内中小企業の省エネルギー対策、環境保全施設・設備の導入促進を通じて、産業廃棄物の減量化や資源の有効活用、環境負荷低減を推進します。【柱６にも一部掲載】

○　グリーンデバイス[1]の開発・生産拠点の形成や自動車産業のグリーン先進拠点化[2]等の産業の育成と集積を推進します。

○　グリーンアジア国際戦略総合特区を活用した支援により、環境配慮型製品の開発・生産等を行う企業の誘致や設備投資を促進します。【柱７にも掲載】

環境に配慮した農林水産業の振興

○　農業分野では、化学農薬・化学肥料の低減、バイオマスの活用等による環境配慮型農業を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入等により、農業生産現場のエネルギー自給率の向上を図ります。【柱３、柱５、柱６にも一部掲載】

○　林業分野では、森林の公益的機能の持続的な発揮に向けた健全な森林づくりを推進します。【柱３、柱５にも一部掲載】

○　水産分野では、ICT[3]等を活用した効率的な操業を推進し、経営の低コスト化・環境負荷低減を図るとともに、資源管理型漁業等により持続可能な漁業を推進します。

[1] グリーンデバイス：省エネに直結するパワー半導体や低消費電力化を実現する半導体。

[2] 北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクト：北部九州の自動車産業の更なる発展に向け、「世界に選ばれる電動車開発・生産拠点の形成」、「CASE に対応したサプライヤーの集積」、「工場や輸送分野における脱炭素化の実現」、「先進的なクルマ・モビリティの実証の推進」の４つの目標からなる「北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進構想」を策定。

[3] ICT：Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を指す。

カーボンプライシングを活用した取組の推進

○　カーボンクレジットの創出・活用に取り組むことにより、温暖化対策を推進します。【柱３にも掲載】

グリーンインフラ・Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）

○　「自然を活用した解決策（NbS）」の１つである「グリーンインフラ[1]」の活用が当たり前の社会を目指し、豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保され、自然を基盤とした恵みを持続的に利用できる県土づくりに取り組みます。

また、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）[2]として、グリーンインフラを活用することで、雨水の貯留・浸透による下水道や河川への流出の低減等を図るとともに、Eco-DRRの普及啓発と導入の働きかけを進めます。【柱３、柱５にも掲載】

税制のグリーン化

○　福岡県森林環境税を活用した健全な森林づくり、産業廃棄物税を活用した循環型社会形成の推進、グリーンアジア国際戦略総合特区による環境配慮型製品の開発・生産等を行う企業に対する税制優遇等の税制のグリーン化により、持続可能な社会づくりを推進します。

【グリーンイノベーションの推進】

県試験研究機関を活用した環境関連技術実用化の推進

○　県試験研究機関である保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場及び水産海洋技術センターと事業者等との連携体制を強化し、環境関連技術の実用化を促進し、更なる環境負荷の低減を図ります。

事業者における技術開発等の支援

○　福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいて、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発及び実用化を産学官民の連携により推進します。また、企業連携による研究開発を促進するため、企業間のネットワークづくりに取り組みます。【柱４にも一部掲載】

○　地域産業・経済の活性化に貢献する、新規性・創造性に富んだ水素エネルギー関連製品の開発支援を進めます。

[1] グリーンインフラ：自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。

[2] Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）：グリーンインフラの中でも特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる考え方。

○　電化・燃料転換、CCUS[1]等の GX 技術に関する開発動向等を情報収集するとともに、民間企業における社会実装を促進し、企業の脱炭素化を推進します。

指標項目

柱	指標項目	目標 2031（令和13）年度	現状 2025（令和7）年度	備考
グリーン化・グリーンイノベーション	「エコ事業所」登録事業所数	3,270 事業所	2,670 事業所	年間 100 事業所程度増
	「エコファミリー」登録者数	39,104 人	21,104 人	年間 3,000 人程度増
	特区制度を活用して設備投資を行った企業数	累計 305 社	累計 218 社	年間 15 社程度増
	リサイクル技術の実用化件数	累計 62 件	累計 50 件	年間2件増

[1] CCUS（Carbon Capture, Utilization, and Storage）：二酸化炭素を回収し、有効利用や貯留を行うことにより、大気中に放出させないための技術のこと。

3　脱炭素社会への移行（柱３）
－2050 年ネット・ゼロの達成と気候変動への適応－



目指す姿

○　温室効果ガス削減等の緩和策や防災・減災を含めた適応策を一体的に講じることで、県民・事業者の脱炭素化に向けた行動変容が促される社会。

○　省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、森林の適正管理が進む等、温室効果ガスの排出削減と吸収源の拡大（緩和策）により、ネット・ゼロを実現した社会。

○　集中豪雨等の自然災害に備えたインフラ整備や生態系活用による防災機能の強化、高温に強い農作物の品種開発・普及等（適応策）が進む等、気候変動による被害を防止・軽減した、安全・安心で持続可能な社会。

現状・課題

○　2023（令和５）年に公表された、IPCC[1]（気候変動に関する政府間パネル）の第６次評価報告書統合報告書（以下「統合報告書」という。）では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことに疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界の平均気温は 2011～2020 年に 1.1℃の温暖化に達した。」「大気、海洋、雪氷圏及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっている。人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている。」とされています。

○　統合報告書は、「人為的な地球温暖化を抑制するには、CO_2排出ネット・ゼロが必要である。温暖化を 1.5℃又は 2℃に抑制し得るかは、主にCO_2排出ネット・ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量と、この 10 年の温室効果ガス排出量の水準によって決まる。」ことを指摘しています。

○　日本の平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加していることが指摘されているほか、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下等、様々な地域・分野への気候変動の影響が既に発生しています。

[1] IPCC：1988 年に WMO（世界気象機関）と UNEP（国連環境計画）により設立された政府間組織。世界中で公表された気候変動に関する研究論文等を評価・取りまとめ、定期的に報告書を作成している。これらの報告書は、各国政府が気候変動に関する政策や対策を検討・決定する際の科学的な基礎情報として活用されている。

○　福岡管区気象台によると、本県の年平均気温は 100 年当たり 2.5℃上昇しており、日本の 100 年当たりの平均気温の上昇（1.4℃）を上回る状態で推移しています。
　また、2024（令和 6）年には、太宰府市で年間猛暑日日数・猛暑日連続日数の日本記録が更新され、2026（令和８）年には、福岡市、久留米市、太宰府市で酷暑日が観測される等、地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化しています。今後これ以上の気温上昇を抑制するには、一層の温室効果ガス排出量削減の取組が必要です。

○　我が国では、2020（令和 2）年 10 月に、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されており、2025（令和７）年２月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、2050 年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向け、2030 年度、2035 年度、2040 年度の温室効果ガス排出量を、2013 年度からそれぞれ 46%、60%、73%削減するという目標が設定されています。

○　気候変動対策として緩和策と適応策は車の両輪であり、政府においては、地球温暖化対策推進法や気候変動適応法を基盤に、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指す GX[1]政策と協調して、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこととしています。

○　本県では、県民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策（緩和策・適応策）に取り組むため、2017（平成 29）年３月に脱炭素社会実現のための目標設定や展開する施策を示した「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。
　また、社会情勢の変化等に対応するため、2022（令和 4）年３月、2027（令和 9）年３月の２度、計画の改定を行っております。

○　本県における 2023（令和５）年度の温室効果ガス排出量は 4,024 万トンであり、基準年度[2]である 2013（平成 25）年度に比べ、66.3%（33.7%の削減）となっています。特に、本県には基礎素材型産業（鉄鋼、化学、セメント等）が集積しており、これらの産業活動に伴うエネルギー起源 CO_2 及び工業プロセス由来 CO_2 の削減が喫緊の課題です。

[1] GX：石炭や石油等の化石燃料中心の経済・社会、産業構造を、クリーンエネルギーを中心としたものに移行させ、社会システム全体を変革する取組のこと。

[2] 国が、2016（平成 28）年５月に策定した「地球温暖化対策計画」において、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26％削減することとしたもの。

福岡県における温室効果ガス排出量の推移

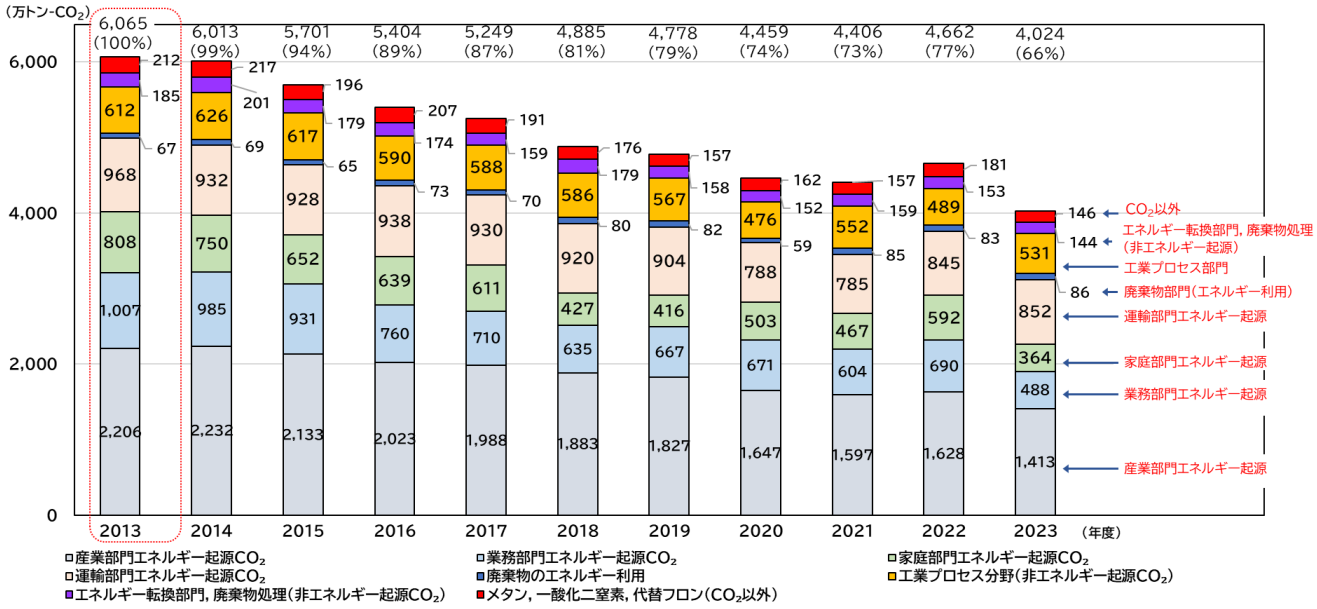

※端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

【出典】福岡県

○　2023（令和５）年度の家庭１世帯当たりのエネルギー消費量は 21.7 GJ（ギガジュール）/世帯であり[1]、省エネ意識の高まりや高効率設備の導入等の要因により、2013（平成 25）年度の 76%に減少しています。これにより、家庭部門からの二酸化炭素排出量は 364 万トンとなり、2013（平成 25）年度の 45%まで減少しています[2]。

福岡県における家庭部門の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量

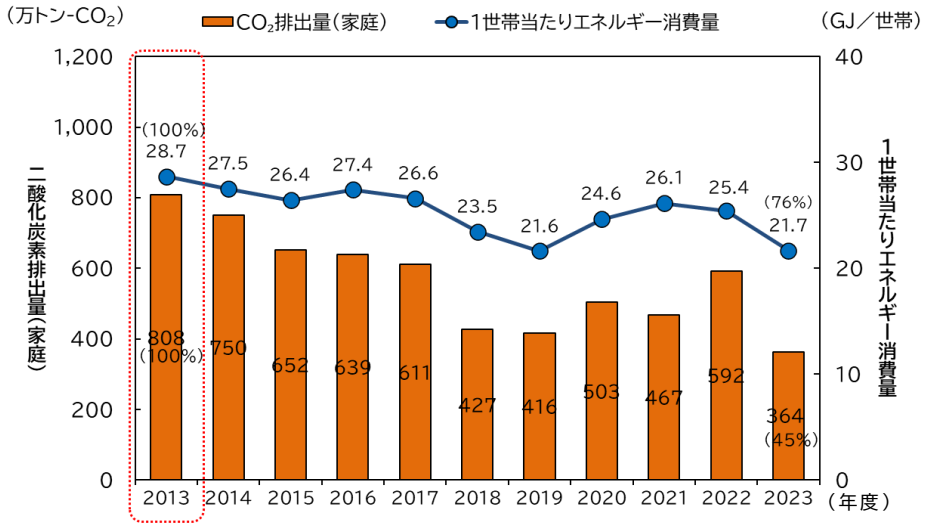

※環境省が推計方法を見直したため、後掲の「第五次福岡県環境総合基本計画の進捗報告」における指標の進捗状況とは数値が異なる。

【出典】福岡県

[1] GJ（ギガジュール）：J（ジュール）はエネルギーの単位。1GJ は、エアコン 1 台（2020 年式、冷暖房兼用、冷房能力 2.8kW）の 1 年間の消費電力量（815kWh）の約 1/3 に相当する。

[2] エネルギー消費量と二酸化炭素排出量の減り方が異なる理由は、二酸化炭素排出量のうち多くを占める電力について、発電方法により二酸化炭素の排出量が異なるため。

○　2023（令和５）年度の事業所における床面積当たりエネルギー消費量は1.02GJ/m²であり、省エネ意識の高まりや高効率設備の導入等の要因により、2013（平成 25）年度の 84%に減少しています。これにより、業務部門からの二酸化炭素排出量は 488 万トンとなり、2013（平成 25）年度の 48%まで減少しています。

福岡県における業務部門の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量

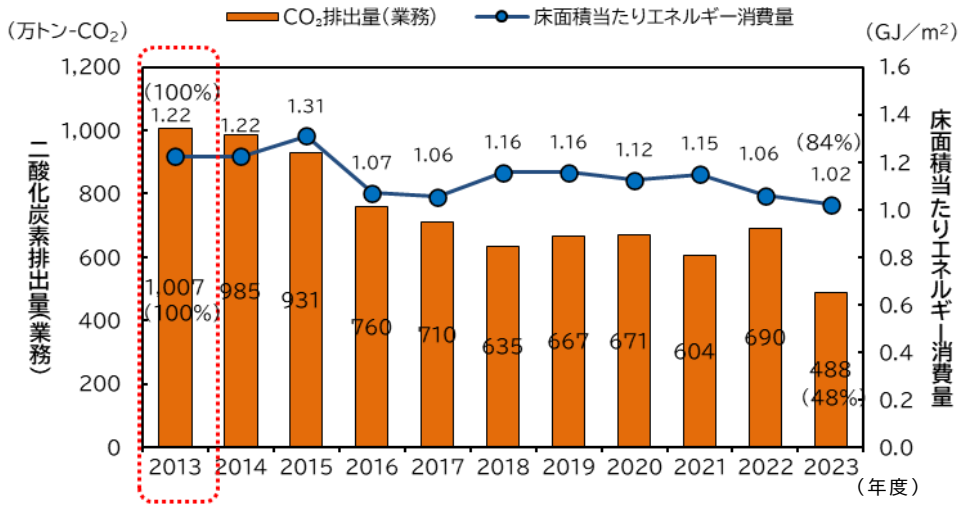

※環境省が推計方法を見直したため、後掲の「第五次福岡県環境総合基本計画の進捗報告」における指標の進捗状況とは数値が異なる。

【出典】福岡県

○　2023（令和５）年度の自動車部門からの二酸化炭素排出量は 733 万トン、１台当たり 2.22 トン/台であり、2013（平成 25）年度に比べ、それぞれ 89%及び 84%に減少しています。

福岡県における自動車部門からの二酸化炭素排出量

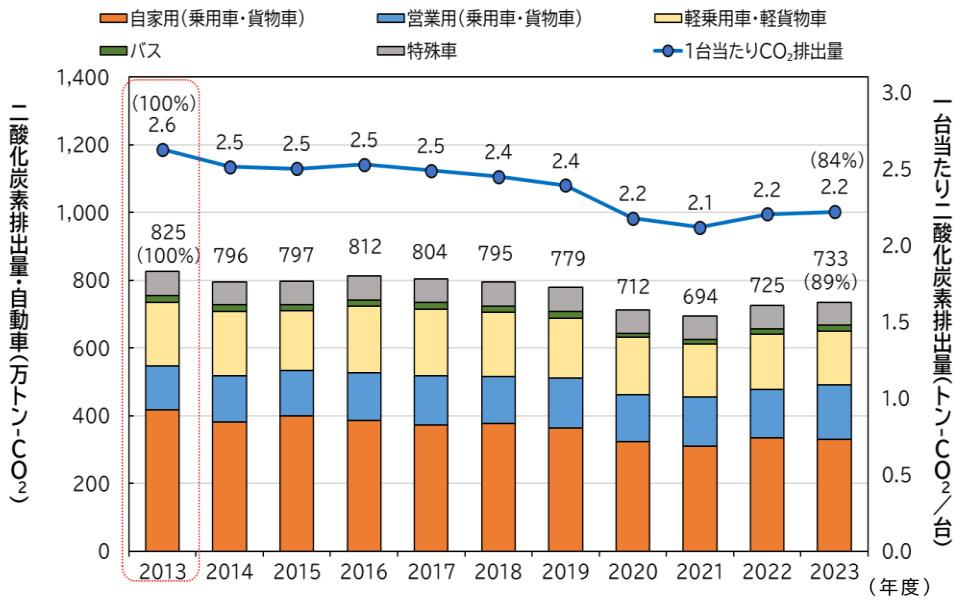

【出典】福岡県

○　本県の再生可能エネルギー発電設備導入容量の推移は、図のとおりで、年々着実に増加しています。種類別にみると、太陽光発電の導入が最も進んでおり、全体の約８割、次いでバイオマス発電、風力発電、水力発電が残りの約２割を占めています。

福岡県内における再生可能エネルギー発電設備導入容量･目標値

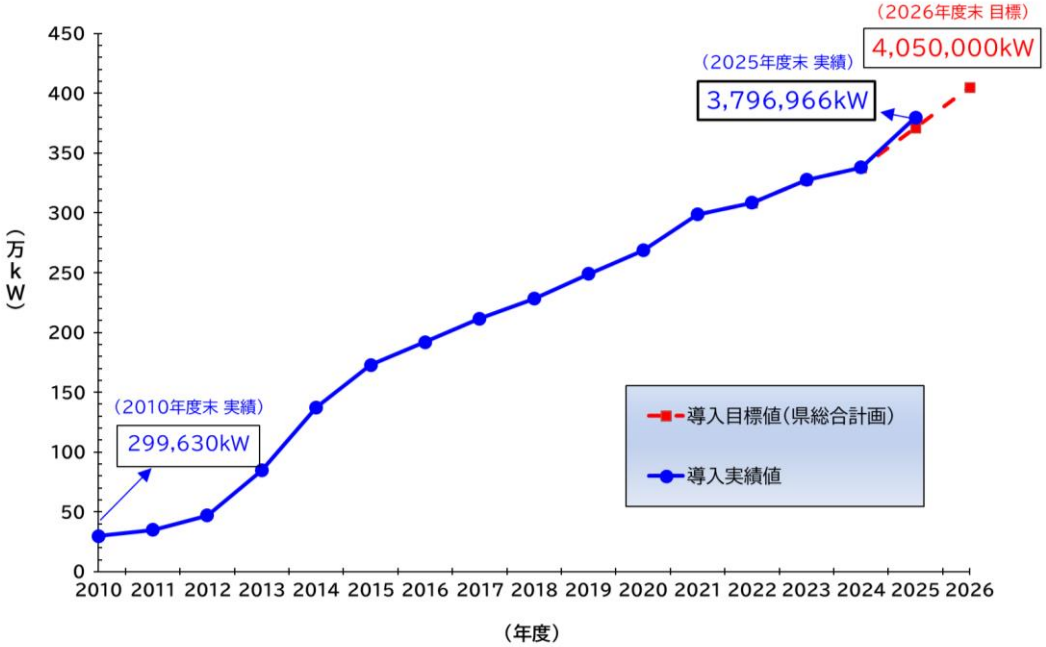

【出典】資源エネルギー庁「FIT 導入容量」等に基づき作成

○　我が国における温室効果ガス全排出量のうち、資源循環の取組により、温室効果ガス削減に貢献できる余地がある部門の割合は約 36%という試算があります。循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行によって 3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）＋Renewable（バイオマスの活用・再生材利用等）をはじめとする資源循環の取組が進めば、製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの排出低減につながることから、循環経済への移行はネット・ゼロの実現の観点からも重要な取組です。

○　2050 年ネット・ゼロ、脱炭素社会の実現のためには、地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が重要で、各地域の特性を活かした、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化を進めていくこととしています。本県においても地域脱炭素の取組を進めています。

○　我が国においては、GX 投資の促進に向けた政策として、成長志向型カーボンプライシング構想を掲げ、GX 経済移行債等を活用した先行投資と排出量取引制度を含むカーボンプライシングを組み合わせることにより、企業の GX 投資を促進し、カーボンニュートラルに向けて脱炭素製品や技術が国内外で高く評価される市場においても、我が国の企業が国際的に高い競争力を確保できる環境整備を行うことが目指されています。

○　この排出量取引制度については、2026（令和８）年度から開始され、二酸化炭素の直接排出量が前年度までの３年度平均で 10 万トン以上の事業者を対象に、国が排出枠を割り当て、毎年度、

排出実績量と同量の排出枠を定められた期限までに保有することが義務付けられています。

施策の方向性

【温室効果ガスの排出削減（緩和策）】

再生可能エネルギーの導入の促進

○　エネルギーの地産地消に取り組む市町村、事業者への支援等を通じ、エネルギー関連産業の育成・支援・集積及び再生可能エネルギーの導入を促進します。【柱２にも掲載】

○　太陽光発電設備等の共同購入等の取組を通じて、県民・事業者への太陽光発電設備の導入を更に促進します。

○　風車メンテナンス人材の育成、洋上風力発電の促進区域の早期指定の実現、風力発電産業に関する最新情報の提供や参入促進セミナーを実施すること等により、洋上風力発電の導入及び風力発電産業の集積を促進します。【柱２にも掲載】

○　新たなエネルギー拠点港として目指すべき姿、取組の方向性を検討し、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成により脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を目指します。

○　農業水利施設を利用した再生可能エネルギー発電設備の導入を促進します。

再生可能エネルギーの利用の促進

○　公共施設において、CO_2排出係数の低い電力を率先して調達します。

○　PPA[1]等再生可能エネルギーの活用事例の情報発信等を通じて、県民・事業者における再生可能エネルギーの利用を促進します。

水素エネルギー利活用の推進

○　水素製造、輸送・貯蔵から利用まで一貫した研究開発、水素に関する幅広い知識と技術を有する人材の育成、水素関連製品の普及拡大等、総合的な取組を推進します。【柱２にも掲載】

○　大規模水素ステーションの整備と水素商用モビリティの導入を一体的に推進するとともに、地域で製造した低炭素水素を地域で利活用する地産地消型サプライチェーンを構築し、エネルギーの脱炭素化と安定供給を推進します。【柱２にも掲載】

[1] PPA：Power Purchase Agreement の略。住宅所有者と契約した事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電力を販売・供給する仕組み。

運輸における取組

○　新規導入・更新する県公用車については、代替可能な電動車がない場合を除き全て電動車とし、2030 年度までに公用車を全て電動車とすることを原則とします。

○　「福岡県道路脱炭素化推進計画」（令和８年６月策定）に基づき、バイパス整備や４車線化等の道路整備による交通渋滞緩和対策や道路照明の LED 化、低炭素アスファルトの導入促進等を実施します。また、電動車・次世代自動車の導入支援、エコドライブの普及や地域公共交通・自転車の利用促進に取り組みます。【柱６にも掲載】

家庭における取組

○　福岡県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員と連携し、省エネルギー・省資源に取り組む「エコファミリー」の募集・支援を行うほか、「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」の普及活動を推進する等、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を促進します。【柱２にも一部掲載】

○　ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の、より省エネルギー性能の高い住宅について普及を促進します。また、省エネルギー性能に優れた機器等に関する情報提供等により、住まいにおける効率的なエネルギー利用の促進に取り組みます。【柱２にも一部掲載】

事業所における取組

○　低利融資等により、事業所の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化、既存建築物の省エネルギー化、電力と熱を同時に供給するコージェネレーションシステムの導入等を支援します。また、企業への脱炭素経営の導入を支援するとともに、コーディネーターの派遣や省エネ診断、人材育成セミナー等を通じて、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入を促進します。【柱２にも一部掲載】

公共施設における取組

○　県有建築物における再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化を率先して推進します。

○　下水道終末処理場において、下水汚泥を減量化する際に発生する消化ガスを利用した発電事業を実施します。

農林水産業における取組

○　産学官連携による園芸農業の脱炭素化に関する技術開発や、間伐等で発生した林地残材等木質バイオマスのエネルギー活用を進めるとともに、輸送にかかる化石燃料の削減等に寄与する県産農林水産物の地産地消等の取組を進めます。

脱炭素型の都市・地域づくりの推進

○　都市の集約化等によるエネルギー効率の良い都市・地域づくりを推進するために、市町村の都市計画策定等の取組に対する支援を行います。

○　地域特性や地域課題に応じた先進的な脱炭素地域づくりのため、市町村が実施する事業化調査等への支援を通じて、脱炭素社会の実現を推進します。【柱１にも一部掲載】

温暖化対策に資する取組の促進

○　教材の提供、出前講座等により環境教育・環境学習を推進し、３R+Renewable の取組等の温暖化対策に資する県民・事業者の行動変容を促します。【柱１にも一部掲載】

○　福岡県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、エコアドバイザーや講師を派遣して、幼稚園・保育所等の園児から高齢者まで幅広い年代を対象としたエコ出前教室や講座を開催する等、地球温暖化防止等に関する普及啓発を推進します。

二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進

○　地球温暖化に影響をもたらすフロン類の排出を抑制するため、代替フロン類の適正管理を促進します。また、化学農薬・化学肥料の低減等、温室効果ガス排出削減に寄与する環境配慮型農業を推進します。【柱２、柱５、柱６にも一部掲載】

カーボンプライシングを活用した取組の推進

○　カーボンクレジットの創出・活用に取り組むことにより、温暖化対策を推進します。【柱２にも掲載】

【温室効果ガス吸収源の拡大（緩和策）】

森林の保全

○　森林の有する水源のかん養や二酸化炭素の吸収といった公益的機能の持続的発揮を図るため、間伐等の森林整備を推進するとともに、林業の担い手の育成を図ります。【柱２、柱５にも一部掲載】

都市の緑化

○　都市公園の整備において、緑地の適切な保全及び緑地空間の創出を行う等、緑化を推進します。【柱６にも掲載】

二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用

○　公共建築物に加え、民間建築物の木造・木質化を促進します。また、非住宅木造建築物の設計支援により、県産木材の利用を推進します。

農地土壌炭素吸収源対策

○　たい肥等の有機物を投入した土づくりを推進することにより、農地土壌による炭素貯留を促進し、二酸化炭素の排出抑制に寄与します。

その他の吸収源に関する取組

○　海藻や海草に吸収・固定される炭素「ブルーカーボン」を創出する藻場を回復、保全することにより、二酸化炭素吸収源の確保に努めます。

【気候変動の影響への適応（適応策）[1]】

情報発信や普及啓発を通じた包括的な適応策の推進

○　福岡県気候変動適応センターにおいて、本県の地域特性を踏まえ、気候変動の影響及び適応に関する情報を収集、整理及び分析するとともに、市町村、事業者及び県民に対し、分かりやすく提供します。

農林水産業に関する対策

○　気象情報に基づく農作物等の技術対策の提供や、高温に耐性のある品種の開発・普及、園芸農家や畜産農家への高温対策に必要な設備の整備に対する補助等農業に関する対策を総合的に支援します。

○　水源のかん養といった森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくために、間伐等の森林の整備を進めます。

○　ICT を活用し、漁場の水温等の情報や海況予測情報を提供し、養殖業の安定生産や漁業者の効率的な操業を支援します。

水環境・水資源に関する対策

○　雨水を貯留し、水洗トイレや散水等に用いる雨水利用の普及啓発、水の有効利用や節水への認識を深めるための普及啓発を行います。

自然生態系に関する対策

○　野生鳥獣による農林産物の被害軽減を図るため、多大な被害をもたらしているシカについて、管理の目標を設定し、被害防除対策や捕獲を推進します。また、英彦山及び犬ヶ岳地区に生育している絶滅危惧種をシカの食害から保護するためのシカ捕獲等を実施します。【柱５にも掲載】

○　海水温上昇による水産資源や藻場・干潟等への影響の軽減を図るため、ウニ除去といった藻場保全活動等に取り組みます。

[1] 国の気候変動影響評価における6つの対象分野（①農林水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、国民生活・都市生活）に沿って記載。

自然災害・沿岸域に関する対策

○　県民の生命と財産を守るため、治水、治山、砂防、道路防災等の自然災害対策を推進し、災害に強い県土づくりを進めます。

○　災害時の避難行動要支援者の安全・安心を確保するため、本県と市町村等が連携して、個別避難計画の作成を促進し、研修会・訓練等を実施します。

○　災害時における情報発信や通信環境の改善・確保に向けた取組を推進するとともに、短時間で激甚化する災害に対応した住民避難行動の迅速・円滑化を推進します。

○　「自然を活用した解決策（NbS）」の１つである「グリーンインフラ」の活用が当たり前の社会を目指し、豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保され、自然を基盤とした恵みを持続的に利用できる県土づくりに取り組みます。
　また、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）として、グリーンインフラを活用することで、雨水の貯留・浸透による下水道や河川への流出の低減等を図るとともに、Eco-DRR の普及啓発と導入の働きかけを進めます。【柱２、柱５にも掲載】

健康に関する対策

○　防災アプリ、福岡県気候変動適応センターホームページ及び SNS を活用して、熱中症の危険度に関する情報を発信します。また、熱中症による健康被害を防止するため、本県の広報媒体等を活用した普及啓発や注意喚起を行います。【柱６にも掲載】

○　デング熱等の蚊媒介感染症の発生状況を把握・分析し、県民や医療関係者へ情報を提供します。

○　自然災害と感染症の複合災害発生時に、感染症発生の情報提供を行い、避難所の住民の安全・安心の確保を行います。また、新たな感染症発生を見据え、検査機器の導入等の感染症対策を推進します。

産業・経済活動、県民生活・都市生活に関する対策

○　災害時における企業の事業継続や早期復旧を目的とした事業継続計画（BCP）の作成を支援します。

○　「上下水道耐震化計画」に基づき、浄水場や下水処理場等の急所施設や避難所、災害拠点病院等の重要施設に接続する上下水道管路について、優先的に耐震化を推進します。【柱６にも掲載】

指標項目

柱	指標項目	目標 2031（令和13）年度	現状 2025（令和7）年度	備考
脱炭素社会への移行	温室効果ガス排出量[1]の削減率（2013 年度比）	46 % 2030（令和 12）年度	34 % 2023（令和5）年度[2]	2050 年度ネット・ゼロに向けた中間目標として国の目標値と同等の水準を設定
	家庭（1世帯当たり）のエネルギー消費量	19.7 GJ／世帯 2030（令和 12）年度	21.7 GJ／世帯 2023（令和5）年度[2]	2030 年度温室効果ガス排出量46%削減（2013 年度比）達成のために毎年度同量程度削減
	事業所（延床面積当たり）のエネルギー消費量	0.95 GJ/m^2 2030（令和 12）年度	1.02 GJ/m^2 2023（令和5）年度[2]	2030 年度温室効果ガス排出量46%削減（2013 年度比）達成のために毎年度同量程度削減
	再生可能エネルギー発電設備導入容量 ※算定方法を再検討中、数値を修正する可能性あり	407 万 kW 2030（令和 12）年度	328 万 kW 2023（令和5）年度[2]	国における2040 年度の電源構成見通しを達成するために必要となる導入容量

[1] 温室効果ガス実排出量から森林等の吸収量を差し引いた数値。

[2] 温室効果ガス排出量の削減率の最新データが 2023（令和5）年度であることから、全ての指標において「現状」は 2023（令和5）年度としている。

4　循環型社会の推進（柱４）
－循環経済への移行と廃棄物等の適正処理－



目指す姿

○　県民や事業者等が、製品のライフサイクル全体で「3R」と「Renewable（バイオマスの活用、再生材利用等）」を推進することにより、最終処分量を抑制し、資源循環が新たな経済価値を生み出す「循環経済」（サーキュラーエコノミー）へと移行した持続可能な社会。

○　資源循環を促進する先進的な技術や革新的なビジネスモデルが社会に実装され、資源循環関連産業が地域の活性化を支える主要な産業となっている社会。

○　不適正処理の未然防止により、廃棄物等の適正処理が徹底され、県民が安心して快適に暮らせる社会。

現状・課題

国内における物質フロー（資源採取・消費・廃棄等によるものの流れ）

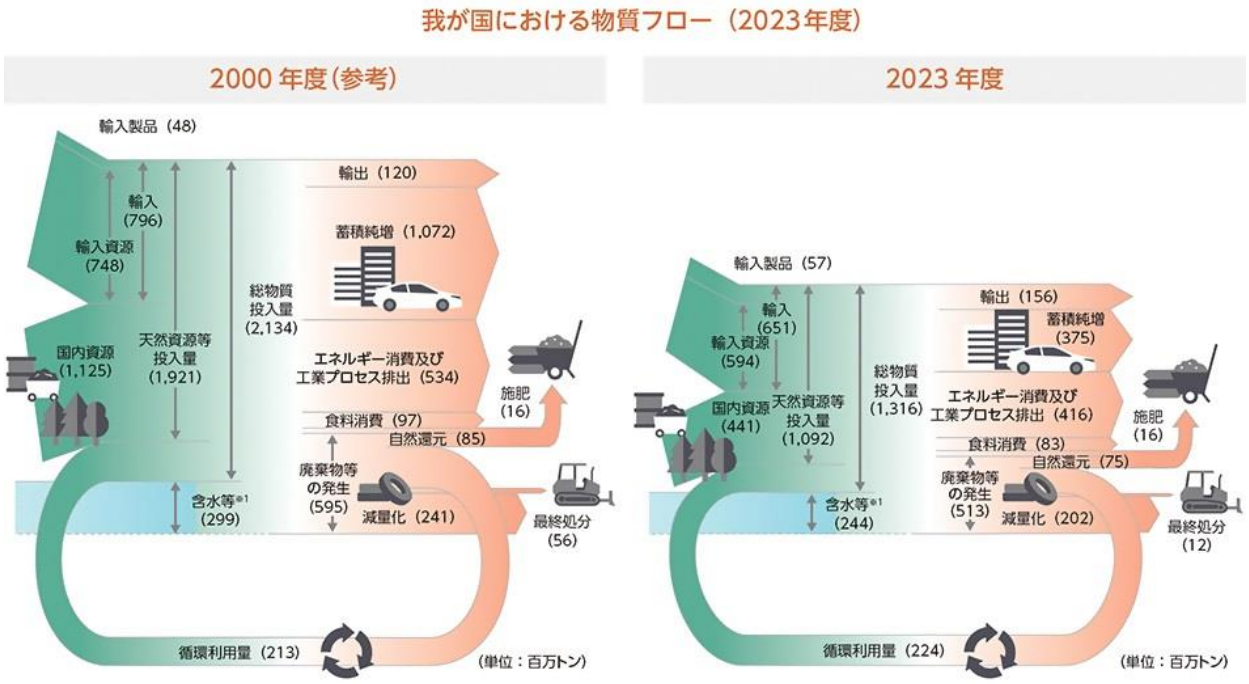

（注）含水等：廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）

【出典】環境省「令和８年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

○　循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制による環境負荷の低減等を実現し、循環型社会を形成するために有効な手段であり、廃棄物等の資源としての有効活用、付加価値の創出等、新たな成長につながるものです。

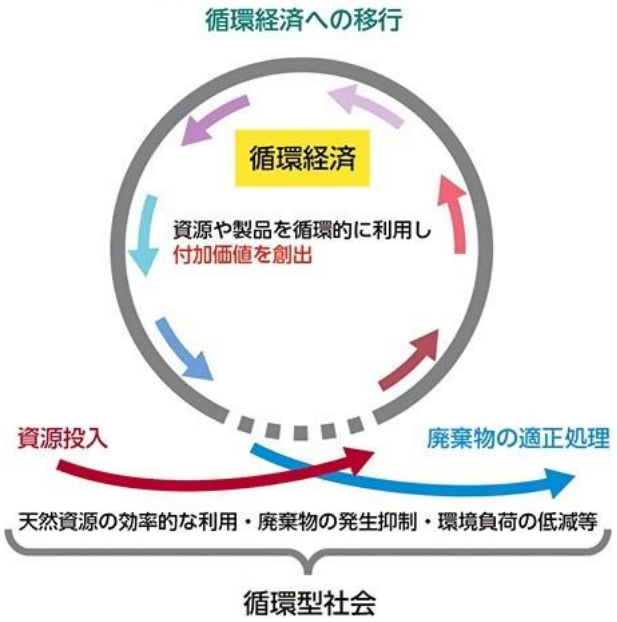

【出典】環境省「令和8年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

○　廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠であり、今後も循環経済への移行に向けた取組を進めるに当たって大前提となるものです。資源循環及び廃棄物処理の原則としては、まずは３Ｒ＋Renewable（再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること（バイオマスの活用・再生材利用等））を徹底し、これを徹底した後になお残る廃棄物の適正な処理を確保するという優先順位で取り組むことが求められます。

○　プラスチックの資源循環の促進や適正処理の推進については、2021（令和３）年６月に成立した「プラスチック資源循環促進法」に基づき、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック資源の収集・リサイクルに至るまで、あらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置を講じることとされています。

○　世界的な資源獲得競争の下、我が国においてはリサイクル可能な資源の海外流出や廃棄が課題となっています。こうした中、産業競争力の確保を前提とした上で、迅速かつ有効な対策を講じる必要があり、2026（令和８）年４月に「循環経済行動計画」が閣議決定され、重要鉱物や金属資源等の再生資源供給サプライチェーンの強靭化が図られることとなりました。

○　今後、太陽光パネルの大量廃棄による処分場逼迫や、EV 普及に伴う使用済バッテリーの急増が見込まれます。EV バッテリー等に含まれるレアメタル等の有用資源はその多くを海外に依存している上に、中古 EV の約８割は海外へ流出しており、国内での資源確保が大きな課題となっています。こうした中、欧州において、EV バッテ

リー製造時のリサイクル材使用率が定められる等、国際的な資源循環の潮流も加速しており、経済安全保障の観点からも資源を国内で確保し、循環させる仕組みづくりが不可欠です。こうした状況を踏まえ、本県では、太陽光パネルリユースモデルや使用済 EV バッテリーの資源循環モデルの構築を進めています。

○　2025（令和７）年度の本県の一般廃棄物の総排出量は 1,616 千トンであり、県民１人１日当たりの一般廃棄物の排出量に換算すると 864ｇとなっています。県民１人１日当たりの一般廃棄物の排出量は、近年、減少傾向ですが、依然として全国平均を上回っているため、飲食店や小売店における食品ロス削減や、プラスチックの使用削減等のごみの発生を抑制する取組や、そのまま使用できるものは、再使用していくといった取組を一層進めていく必要があります。

福岡県の一般廃棄物の総排出量、1人1日当たり排出量及び人口の推移

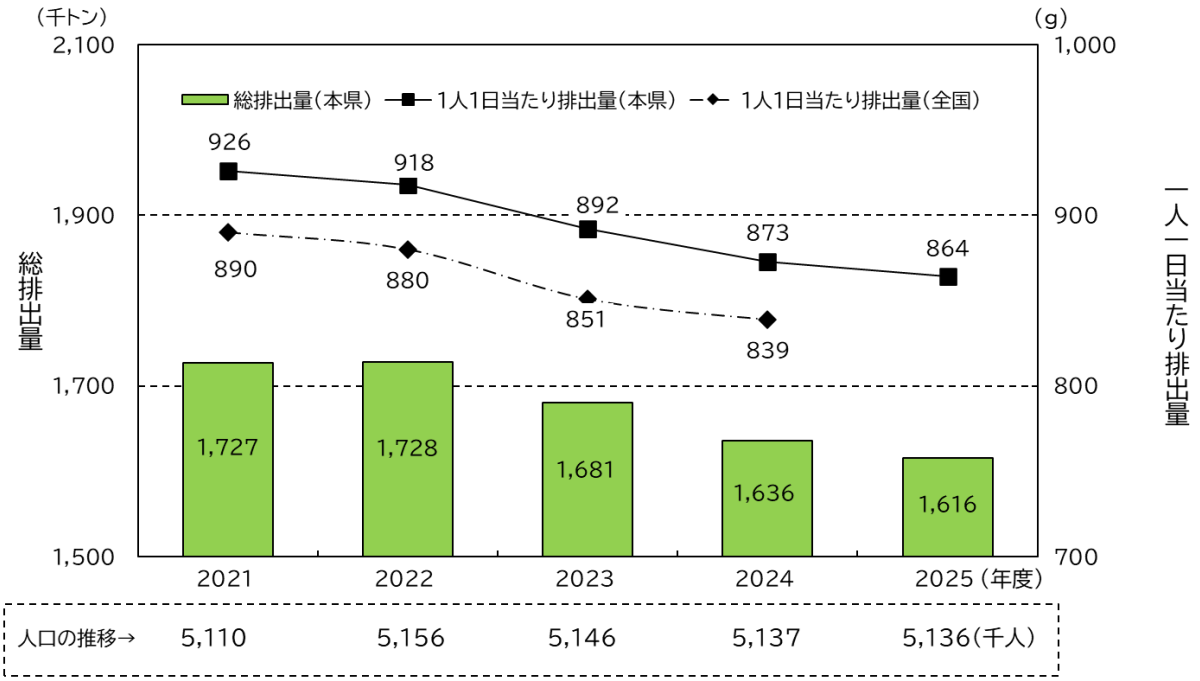

※災害廃棄物を含まない。

【出典】福岡県

○　2025（令和７）年度の本県の一般廃棄物の再生利用状況は、破砕等の中間処理をされた後の残さの資源化量が 185 千トン、市町村により回収された後に資源化された直接資源化量が 115 千トン、町内会や自治会等の地域の団体等により集団回収された後に資源化された集団回収量が 43 千トン、合計 342 千トンが資源化されており、これを総排出量（1,616 千トン）で割った再生利用率は、21.2%となっています。再生利用率は、全国的にもほぼ横ばいで推移しています。

福岡県の一般廃棄物の再生利用率の推移

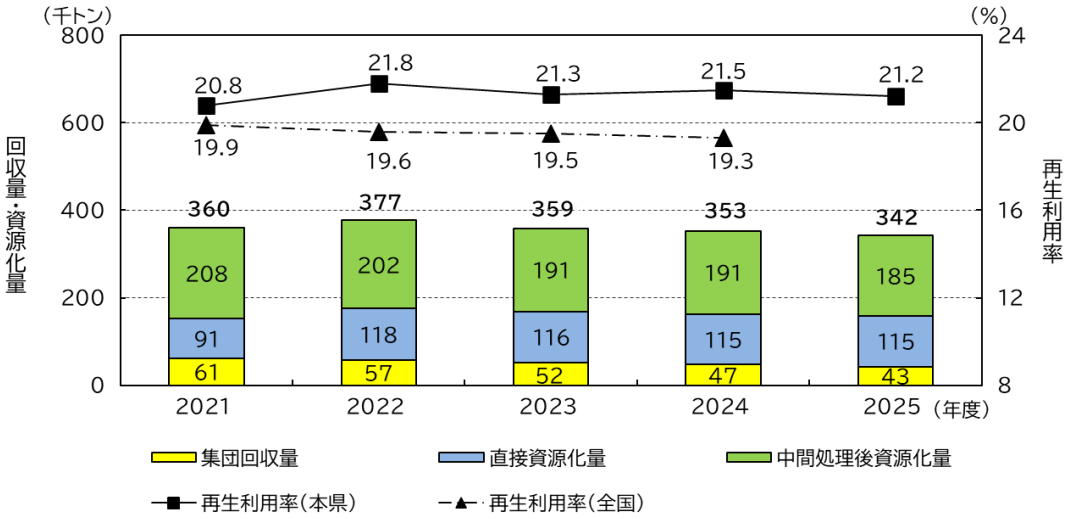

※災害廃棄物を含まない。
※総資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量
※再生利用率＝総資源化量÷総排出量×100
※数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

【出典】福岡県

○　2025（令和７）年度の本県の一般廃棄物の資源化量は 342 千トン、焼却等の中間処理による減量化量が 1,127 千トン、最終処分量が 146 千トンとなっています。

福岡県の一般廃棄物の資源化量、減量化量及び最終処分量

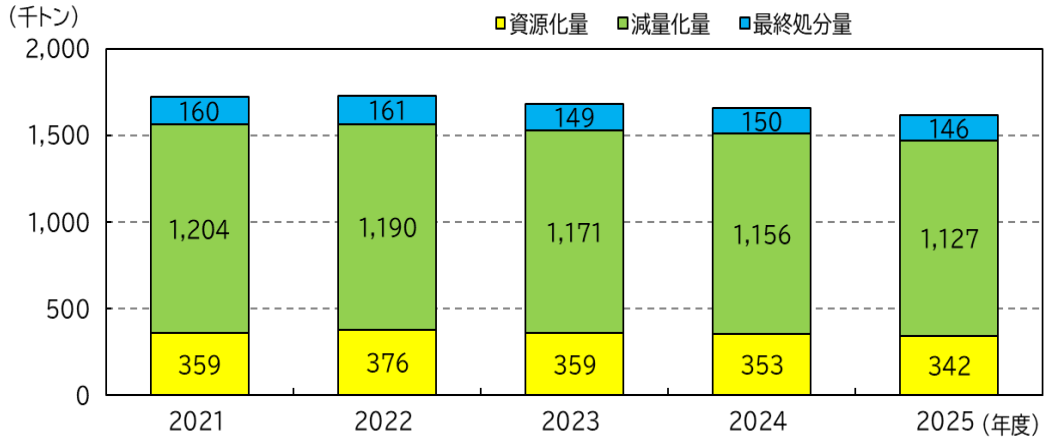

※災害廃棄物を含まない。
※民間事業者によってリサイクルされた一般廃棄物を総排出量に含めずに、資源化量に算入している市町村があるため、資源化量、減量化量及び最終処分量の合計は、前ページの「一般廃棄物の総排出量」とは一致しない。

【出典】福岡県

○　近年は特に、海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されています。この中には、ごみのポイ捨てや不法投棄等に由来するものが含まれているため、沿岸地域だけではなく、陸域を含めた県民一人ひとりの理解を深める必要があります。

○　2024（令和６）年度の本県の産業廃棄物の発生量 16,813 千トンから、他者に有償で売却された有償物量 2,074 千トンを除いた排出量は、14,738 千トンとなっています。近年は、ほぼ横ばいで推移しています。

福岡県の産業廃棄物の発生量、排出量及び有償物量の推移

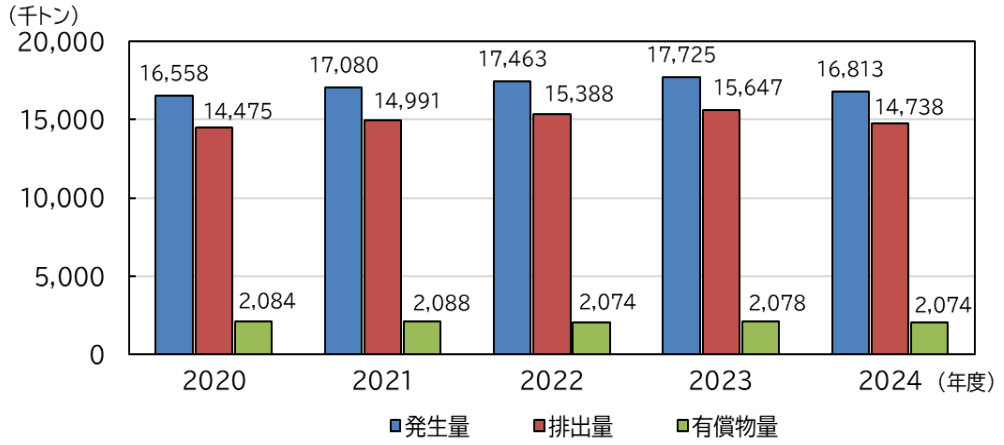

【出典】福岡県

○　産業廃棄物の再生利用率については、実態として、その種類（特に汚泥と汚泥以外のもの）によって大きな差があります。

　汚泥以外については、多くの品目で再生利用が進んでいますが、更なる資源の循環利用の観点から、再生利用の余地がある品目（廃プラスチック類等）の再生利用を促すことやリサイクル製品認定制度の取組を進めています。

福岡県の産業廃棄物の再生利用率

区　　分		2022 年度実績	2023 年度実績	2024 年度実績
再生利用率	汚泥以外	87%	87%	82%
	汚泥	6%	6%	7%

【出典】福岡県

○　2024（令和６） 年度の産業廃棄物全体の処理状況を見ると、発生量（16,813 千トン）のうち 7,940 千トン（約 47%）は、脱水、焼却等の中間処理により減量化されています。

　また、発生量の約 50%に当たる 8,355 千トンは、セメント原料や建設資材、たい肥等として資源化されており、減量化量を合わせた資源化・減量化量は 16,295 千トン（約 97%）となっています。また、発生量の約３%に当たる 517 千トンが最終処分されています。

福岡県の産業廃棄物の資源化量、減量化量及び最終処分量

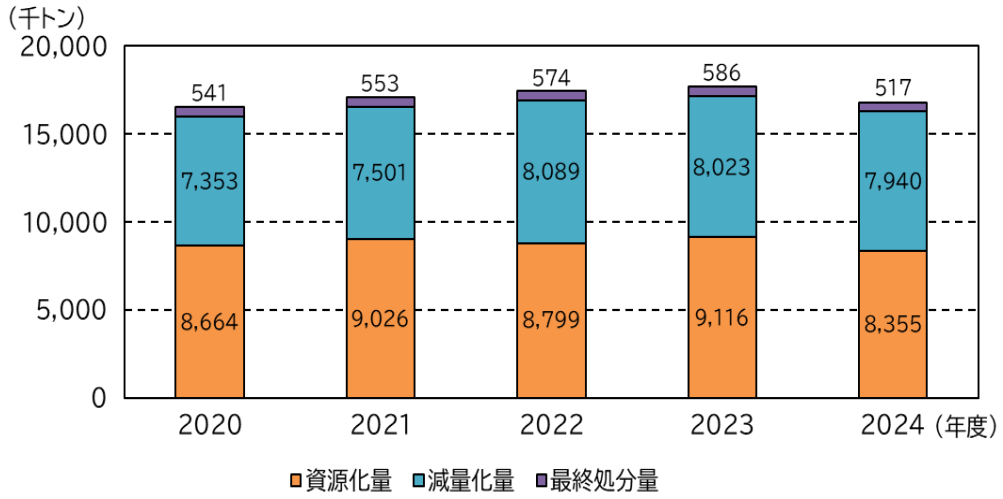

【出典】福岡県

○　不法投棄をはじめとする産業廃棄物の不適正処理は、大規模な事案は減少傾向にあるものの、依然として発生しており、住民の処理業者等への不信感や生活環境への支障に対する不安の声はいまだ消えておりません。処理業者や排出事業者による撤去等の改善が進められていますが、今後も不法投棄の防止をはじめとする産業廃棄物の適正処理に向けた施策を推進することが必要です。

福岡県における産業廃棄物不法投棄等不適正処理の推移及び改善状況

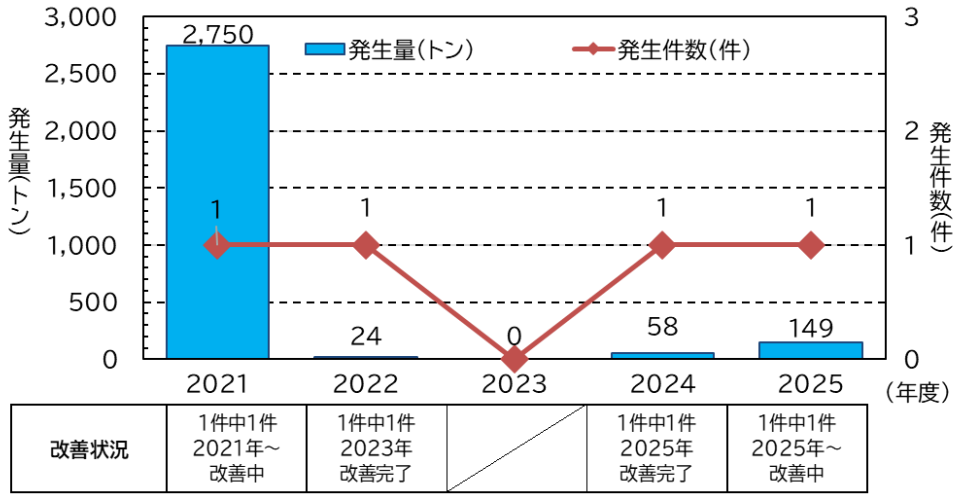

【出典】環境省「産業廃棄物不法投棄等実態調査」に基づき作成

○　PCB 廃棄物については、法律に定める期限までに適切に処理されることが必要です。

○　廃棄物又は有害使用済機器に該当せず、不適正な処理により生活環境に支障が生じる可能性のある雑品スクラップ[1]や使用済鉛蓄電池等の問題に対応するため、2026（令和８）年６月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）が改正され、使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生を行うスクラップヤードへの規制強化（保管又は再生を行う事業に関する許可制の導入、保管や再生の方法の基準の設定、基準違反に対する行政処分や罰則の適用等）が図られることとなりました。
　本県においても、金属、プラスチック等の保管又は再生を行うスクラップヤードの一部において、騒音、悪臭、火災等が発生しており、適正な保管等を促進する必要があります。

○　本県では、近年、2017（平成 29）年の「平成 29 年７月九州北部豪雨」をはじめとした大雨災害が多発しており、その度に多量の災害廃棄物が発生しています。
　このため、引き続き市町村や関係団体等との連携を図りながら、迅速な災害廃棄物処理のための体制の整備を一層進めることが必要です。2026（令和８）年に改正された廃棄物処理法では、災害廃棄物の円滑な処理体制を整備するため、市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け、自治体と民間事業者等との間の災害支援協定の締結の推進等が盛り込まれています。

本県における災害廃棄物の排出状況

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
災害廃棄物発生量(t)	13,385	29,197	6,764	8,679	6,449	190	10,046	402

【出典】環境省「一般廃棄物処理実態調査」

施策の方向性

【循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行】

持続可能な生産・流通・消費活動の推進

○　生産活動における省資源化、製品・建造物等の長寿命化等の天然資源の消費抑制、バイオマス等の再生可能資源の活用、資源循環を考えたものづくりへの転換に加え、流通段階における簡易包装等の省資源化を推進します。

○　消費活動において、県民・事業者による「3R＋Renewable」活動を推進し、持続可能なライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図ります。

○　製造・販売・消費の各段階で発生する食品ロスを削減するため、事業者・県民の意識啓発、フードバンク活動の普及促進等に取り組みます。

[1] 雑品スクラップ：解体現場・工場や一般家庭・事業所等から使用済となって排出される、鉄・非鉄金属、プラスチック等を含む雑多な未解体・未選別のスクラップのこと。

○　産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税する産業廃棄物税の税収を、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正処理の推進に関する施策に活用します。

各種製品・素材のリサイクルの推進及びリサイクル製品の利用促進

○　容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電の各種リサイクル法に基づく取組に加え、その他の製品やプラスチック等の素材についてもリサイクルを推進し、徹底的な資源循環を推進します。

○　本県内で製造された生活関連用品を対象とした福岡県県産リサイクル製品（愛称：ふくくる）認定制度や建設資材を対象とした福岡県リサイクル製品認定制度の運用等により、広くリサイクル製品の利用促進を図ります。

○　資源循環及び二酸化炭素排出削減に資する木質バイオマスや下水汚泥等のバイオマスのマテリアル利用やエネルギー利用を促進します。

産学官民連携によるリサイクル技術の開発・実用化及び社会システムの構築

○　福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいて、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発及び実用化を産学官民の連携により推進します。【柱２にも掲載】

○　福岡県リサイクル総合研究事業化センターの研究成果を活用して、県内２つのエコタウンにおいて、それぞれの地域の持つポテンシャルを活かしながら、環境・リサイクル産業の積極的な集積促進を図ります。【柱２にも掲載】

地域の資源循環に向けた仕組みづくり

○　本県内に、北九州市及び大牟田市の２つのエコタウンが立地していることを活かしながら、県内全域で、地域の規模や資源の特性に応じた様々な地域循環共生圏の形成を目指し、地域から発生する廃棄物やバイオマス等の未利用資源を地域において資源として活用する資源循環型のまちづくりを支援します。

○　廃棄太陽光パネルや使用済 EV バッテリー等の資源循環のビジネスモデル確立を目指し、国内で効率的に回収・再使用・再資源化するための仕組みづくりを推進します。

【廃棄物等の適正処理による環境負荷の低減】

一般廃棄物の適正処理の推進

○　市町村等による処理施設の整備及び維持管理が適正に行われるよう、情報提供や技術的助言を行います。

海洋ごみに関する対策

○　海洋ごみ（海岸漂着ごみや漂流ごみ、海底ごみ：通称 海ごみ）は、海外から流れ着いたものだけでなく、ポイ捨てされたごみが河川を経由して流れ込んだものも多いことから、「福岡県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、ごみのポイ捨てや散乱の防止等、海ごみの発生抑制のための普及啓発を行います。

　また、同計画に基づき、関係自治体や各団体と連携した海岸清掃活動、海岸管理者による回収・処理等に取り組みます。

○　県が管理する海岸の美化を図り、愛護意識を醸成するため、海岸愛護活動を行うボランティア団体や企業等への支援を行います。【柱５、柱６にも掲載】

産業廃棄物の不適正処理の防止と適正処理の確保

○　産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、安定型最終処分場に対する掘削調査、本庁及び保健福祉環境事務所合同の立入検査、休日・夜間パトロール等の実施により監視指導の強化に取り組むとともに、ICT や AI の活用による効率的かつ効果的な監視指導を進めます。また、悪質な違反行為については、取締りを強化します。

○　産業廃棄物の処理施設については、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき周辺住民との紛争の予防を図ります。

○　PCB 廃棄物・使用製品については、国や関係団体等との緊密な連携により、事業者に対する働きかけを行い、確実な処理の推進を図ります。

再生資源物[1]の適正保管・適正処理の確保

○　使用済金属・プラスチック物品の適正保管を促進します。また、これらを不適正に取り扱うスクラップヤードへの対応を強化し、適正処理を確保します。

【災害廃棄物対策の推進】

災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成

○　災害の規模・状況に応じて的確に対応し、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を確保するため、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制の整備を進めるとともに、関係者間（県・市町村・民間事業者）の連携強化や人材育成に努めます。【柱１にも一部掲載】

[1] 再生資源物：「資源の有効な利用の促進に関する法律」において定義されている、「使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの」。

指標項目

柱	指標項目	目標 2031（令和 13）年度	現状 2025（令和7）年度	備考
循環型社会の推進	一般廃棄物の出口側の循環利用率[1]	26 % 2030（令和 12）年度	21.2 %	国の目標値以上となること
	産業廃棄物の出口側の循環利用率 [1]	46 % 2030（令和 12）年度	44.0 % 2024（令和6）年度	県の基準年度（令和5年度）の数値（45.6%）以上となること
	食品ロス発生量	16.4 万トン	17.7 万トン 2023（令和5）年度	国の目標を踏まえ、2023（令和5）年度推計値から 1.3 万トン（7.3%）削減
	清掃活動への参加者数	44,000 人	24,664 人	前年度比 10%増
	市町村における災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率	60 % 2030（令和 12）年度	17 % 2024（令和6）年度	国の目標値（60%）を上回ること

[1] 国が循環型社会形成推進基本計画において、数値目標を定めている「循環利用率（入口側/出口側）」のうち「廃棄物等の発生量」に対する「循環利用量」の割合を示す「出口側の循環利用率」のこと。一般廃棄物の「出口側の循環利用率」は、理論上「再生利用率（P48～49）」と同値。一方、産業廃棄物の「出口側の循環利用率」は、「再生利用率（P50）」とは算出方法が異なる。
＜産業廃棄物の出口側の循環利用率＞
（出口側の循環利用率）＝（循環利用量）÷（排出量）×100
（循環利用量）＝（再生利用量）＋（金属くず・ガラスくず等・鉱さい・がれき類の減量化量）－（動物のふん尿の直接再生利用量）
※参考：「入口側の循環利用率」は「総物質投入量」に対する「循環利用量」の割合。

5　自然共生社会の推進（柱５）
－生物多様性の保全と回復・豊かな恵みの享受－

目指す姿

○　県民一人ひとりや事業者が、自然資本から得られる生物多様性の恵みを重要な地域資源として認識し、「ネイチャーポジティブ」の実現に向けて生物多様性の保全と回復に積極的に取り組むことで、自然資本の維持・回復・充実が図られる持続可能な社会。

○　豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と生きものが環境の中で一つにつながり、健やかにともに生きることにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。

現状・課題

○　豊かな生物多様性は、私たちの暮らしに不可欠な水や食料をはじめ、精神的な充足、多様な文化等、様々な恵みをもたらすとともに、自然災害の防止や軽減にも寄与するものであり、持続可能な社会を実現する上で極めて重要です。しかしながら、生物多様性は様々な危機にさらされており、その損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現が求められています。

○　生物多様性の損失と気候危機の「２つの危機」へ一体的に対応するため、国において、第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023－2030」を策定（2023（令和５）年）しています。ネイチャーポジティブの実現に向け、30by30 目標（2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標）の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復するとともに、自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）を推進することとされています。

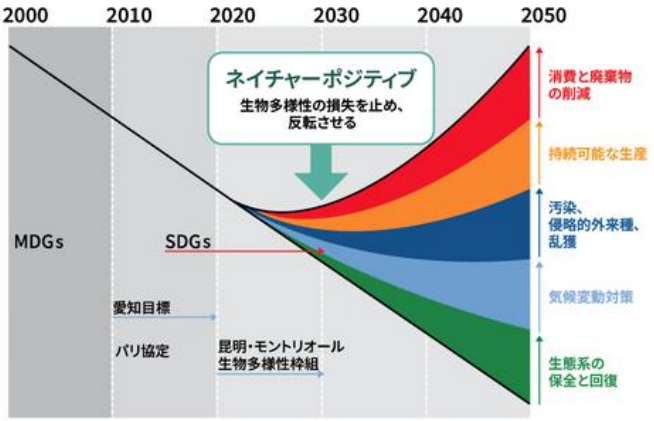

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
「地球規模生物多様性概況第5版(GBO5)」を基に作成

【出典】環境省

○　また、同戦略の中で、生態系が有する機能を活かして気候変動の緩和・適応や生物多様性の保全、防災・減災、資源循環等の多様な社会課題の解決につなぐ「自然を活用した解決策（NbS）」の取組を進めていくこととされています。



【出典】環境省「自然を活用した解決策（NbS:Nature-based Solutions）」

○　ネイチャーポジティブの実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動の計画を認定し、当該活動の実施区域を「自然共生サイト」とする「地域生物多様性増進法」が 2024（令和６）年に成立しました。

30by30 と保護地域・OECM・自然共生サイトとの関係

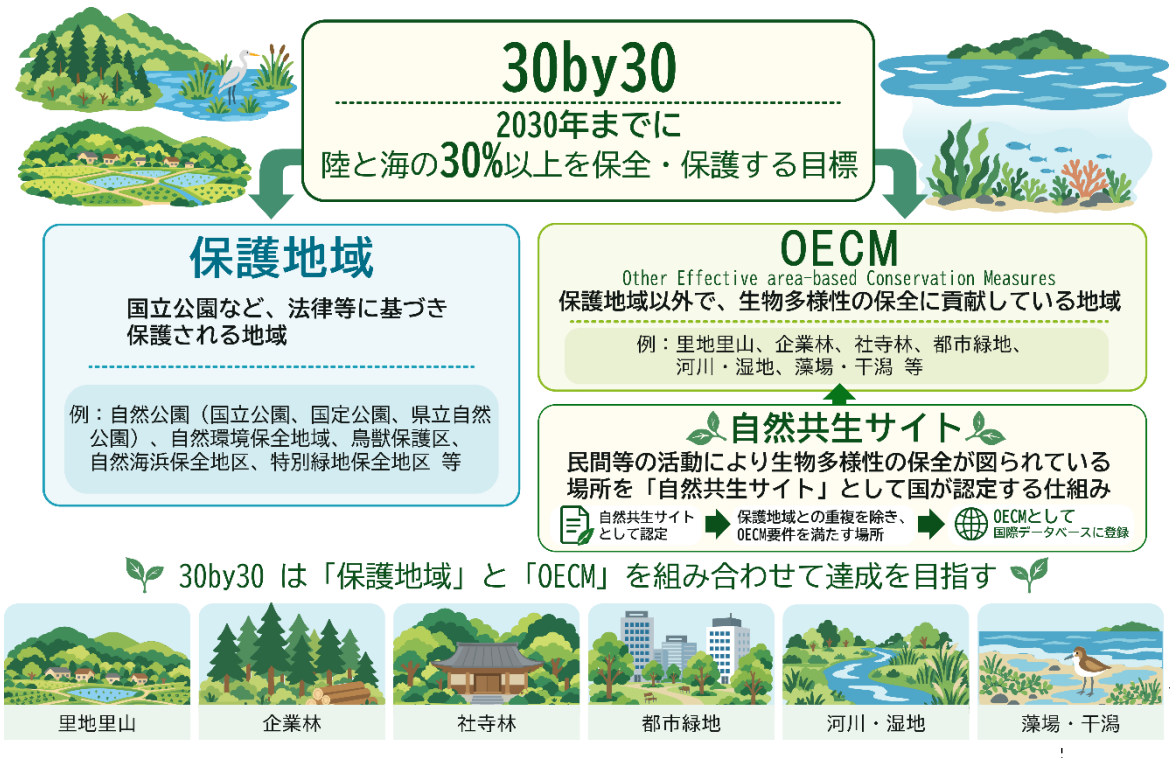

○　本県においても、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2027（令和９）年３月に、福岡県生物多様性戦略 2027-2031 を新たに策定しています。

○　地域の生物多様性の保全等には、地域の社会的・自然的条件に則した取組が必要であり、生物多様性基本法では、県だけでなく市町村による施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。また、多様な主体による生物多様性保全の活動等への参加が不可欠です。

○　「福岡県レッドデータブック 2024」における掲載 1,811 種のうち、絶滅危惧種は 1,083 種に上ります。「福岡県レッドデータブック 2024」では、各絶滅危惧種の危機要因も記載しており、水質環境の悪化、森林伐採等の開発行為による生息地の改変、遷移進行による二次的自然の縮小、シカの食害等が挙がっています。

福岡県レッドデータブック 2024

福岡県レッドデータブック 2024 掲載種

分類群		カテゴリー							掲載種数合計
		絶滅	野生絶滅	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	
植物等	種子植物	36	1	196	164	94	49	22	**562**
	シダ植物	6	0	44	20	17	2	2	**91**
	蘚苔類	0	0	0	2	5	6	2	**15**
	藻類	0	0	3	1	2	4	7	**17**
	地衣類	1	0	3	1	0	2	1	**8**
	菌類	0	0	0	0	2	7	15	**24**
	植物等小計	43	1	246	188	120	70	49	**717**
動物	哺乳類	4	0	1	1	10	11	0	**27**
	鳥類	2	0	11	16	44	41	5	**119**
	爬虫類	0	0	1	1	0	0	4	**6**
	両生類	0	0	1	1	5	5	0	**12**
	魚類	2	1	15	21	22	27	21	**109**
	昆虫類	15	0	39	70	91	125	98	**438**
	甲殻類等	0	0	5	8	11	26	23	**73**
	クモ形類等	0	0	0	0	1	7	6	**14**
	貝類	1	0	28	54	72	88	53	**296**
	動物小計	24	1	101	172	256	330	210	**1,094**
15分類群合計		**67**	**2**	**347**	**360**	**376**	**400**	**259**	**1,811**

福岡県レッドデータブック 2024 植物群落掲載種

区分	カテゴリー				掲載群落数合計
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	
植物群落	14	29	39	15	**97**
改訂前	13	28	32	16	89
増減	1	1	7	△1	8

カテゴリーⅠ… 緊急に対策必要　　カテゴリーⅢ… 破壊の危惧
カテゴリーⅡ… 対策必要　　カテゴリーⅣ… 要注意

○　地球温暖化等の地球環境の変化は、島しょ、沿岸、亜高山・高山帯等、環境の変化に対して弱い地域を中心に、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があるとされています。地球温暖化の進行により、暖地性の生物の分布域が北上しているほか、高標高地に生息・生育する生物の分布域の縮小や絶滅が懸念されています。

○　野生鳥獣は、生物多様性を維持していく中で重要な役割を果たしている一方で、農林水産物や生態系へ深刻な被害を及ぼす種も見られ、総合的な鳥獣の保護及び管理を図る必要があります。

○　外来生物法により政令で指定されている特定外来生物は、166 種類（7 科、16 属、4 種群、128 種、11 交雑種　2026（令和８）年９月時点）ですが、そのうち県内でこれまでに生息・生育が確認されたことがあるものは 30 種（2025（令和７）年７月時点）となっており、外来種による影響は生物多様性に対してだけでなく、人の生命・身体や農林水産業に係る影響も懸念されています。

○　道路や河川、海岸施設等の社会資本の整備に当たっては、社会面・経済面のみならず環境面も考慮した質の高い公共工事が求められており、生物多様性の保全等への配慮の視点が必要となっています。

○　環境保全型農業直接支払交付金の活用等を一体的に推進し、化学農薬・化学肥料の低減に取り組んでいます。

○　水産資源の持続的な利用には、魚礁の設置や底質環境の改善等の漁場づくりと資源管理の推進、種苗放流による資源づくりが必要です。この取組は、生物多様性保全の観点からも重要です。

○　県内各地で環境保全団体等が生物多様性保全に関わる活動を行っていますが、中には活動資金の不足、人材不足等の課題を抱える団体もあり、安定的・継続的な取組のための支援が必要です。

施策の方向性

【生物多様性の保全と自然再興の推進】

多様な生物の生息・生育の場として重要な地域等の保全

○　国定公園・国立公園・県立公園、陸域（自然環境保全地域等）、海域（有明海等）や「自然共生サイト」[1]をはじめとする多様な生物の生息・生育の場として重要な地域において、豊かな自然環境と生物多様性を保全するため、有害鳥獣の捕獲や海域の特性に応じた環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等の取組を推進します。

[1] 自然共生サイト：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、国に認定された民間等の活動によって生物多様性の保全が図られている区域のこと。

○　自然公園や自然環境保全地域では、自然公園指導員[1]や環境保全指導員[2]が、現状把握や利用者に対する適切な助言・指導等を行っています。指導員と連携し、自然公園等の保護と適正な利用を図ります。

野生生物の適切な保護と管理

○　野生鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区の指定や鳥獣保護についての普及啓発を行うとともに、野生鳥獣による被害対策として、捕獲や防護柵の設置等の被害防止策を総合的に実施し、捕獲個体について、獣肉（ジビエ等）への利活用の推進を図ります。【柱３にも一部掲載】

○　レッドデータブックの発刊による啓発や定期的な見直しを実施するとともに、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」に基づき、特に保護の必要性の高い種の指定等、希少種の保護を推進します。

○　外来種による被害を防止するため、特定外来生物のアライグマをはじめとする外来種について、防除マニュアルやリーフレット等を周知することにより、行政だけでなく、事業者や NPO 等の多様な主体による防除を推進します。

○　「福岡県アライグマ防除実施計画」に基づくアライグマの防除を推進するため、防除体制の整備に取り組むとともに、被害の予防や対策について普及啓発を行います。

生物多様性の保全に関する普及啓発

○　希少種や外来種等の情報等、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するホームページ「生物多様性情報総合プラットフォーム（福岡生きものステーション）」を活用し、生物多様性への関心や理解を深める取組を推進します。

○　保健環境研究所の附属施設として、屋外に、自然とふれあいながら生物多様性について学ぶことができる施設の整備を進め、同施設を活用した教育を推進します。

○　自然公園の施設整備や九州自然歩道の魅力発信により、自然とのふれあい活動を促進します。

自然環境の保全活動への多様な主体の参加促進

○　生物多様性の保全活動に取り組む団体と、活動に関心がある事業者との連携を支援することで、生物多様性保全活動の安定化を図ります。

[1] 自然公園指導員：国立公園及び国定公園の利用者への指導・助言や公園内の情報収集等を行うため、環境省が委嘱した指導員。

[2] 環境保全指導員：自然環境及び生活環境の適正な保全に関する指導等を行うために都道府県が依頼した指導員。

○　県が管理する河川及び海岸の自然環境保全のため、清掃、除草等の愛護活動を行うボランティア団体や企業等への支援を行います。【柱４、柱６にも掲載】

地球温暖化対策との連携

○　生物多様性の保全は地球温暖化の防止と密接な関わりがあり、ともに省資源や省エネルギー型の社会への転換が必要となっています。総合的な地球温暖化対策と相互に関連させながら、生物多様性の保全を進めます。

環境影響評価制度の適切な運用

○　大規模な開発事業の実施に当たり、環境影響評価手続が適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然の豊かなふれあい」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮が行われるよう、環境影響評価の各段階において、必要に応じ、事業者に対し意見を述べます。

生物多様性に配慮した公共工事の推進

○　公共工事の実施に当たっては、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、計画地周辺の動植物の把握や希少種等の生息・生育環境への影響の回避・低減等の生物多様性への配慮を推進します。【柱２にも掲載】

グリーンインフラ・Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）

○　「自然を活用した解決策（NbS）」の１つである「グリーンインフラ」の活用が当たり前の社会を目指し、豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保され、自然を基盤とした恵みを持続的に利用できる県土づくりに取り組みます。

　また、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）として、グリーンインフラを活用することで、雨水の貯留・浸透による下水道や河川への流出の低減等を図るとともに、Eco-DRR の普及啓発と導入の働きかけを進めます。【柱２、柱３にも掲載】

【生物多様性の持続可能な利用】

生物多様性に配慮した農林水産業の推進

○　水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、適切な森林整備により、健全な森林づくりを進めるとともに、建築物等における県産木材の積極的利用を推進します。【柱２、柱３にも一部掲載】

○　農林業における化学農薬・化学肥料の低減やバイオマスの活用等は、生物多様性保全への効果も期待されており、今後もこれらの技術の開発・普及に努めます。【柱２、柱３、柱６にも一部掲載】

○　生物多様性の保全や良好な景観の形成等にとって重要な役割を担う農地を保全するため、水路・農道の維持・補修等の取組を支援します。

○　水産物の安定供給と生物多様性保全の観点から、魚礁の設置や藻場・干潟の保全、底質環境の改善等により、海や河川の特性に応じた漁場づくりを推進します。また、適切な資源管理と種苗放流による水産資源の持続的な利用や漁場環境に応じた養殖管理の徹底を図ります。

里地里山里海の適切な利用と管理

○　独特の自然景観や文化・伝統、多様な生きものが生息・生育する場、人々に潤いや安らぎを与えてくれる場である里地里山里海について、将来にわたりその自然資本から得られる生態系サービスを享受するため、地域と連携した森林づくり、荒廃農地の再生等の活動の強化や森林や農地等の適切な利用及び管理を進め、自然資本の向上に取り組みます。

指標項目

柱	指標項目	目標 2031(令和13)年度	現状 2025(令和7)年度	備考
自然共生社会の推進	生物多様性の認知度	65 %	52.6 % 2026(令和 8)年度	年間 2 ポイント程度増
	生物多様性保全に取り組む人の割合	40.0 %	35.4 % 2026(令和 8)年度	年間1ポイント程度増
	保全した藻場の面積	累計 700 ha 2031(令和 13)年度までの5年間	137 ha	年間 140ha 増
	地域の共同活動により維持される農地面積	42,500 ha	42,115 ha	将来にわたり農用地として利用する土地の約 6 割

6　健康で快適に暮らせる生活環境の保全（柱６）
－やすらぎあふれる空気・水・土・居住環境－



目指す姿

○　地域の実情を踏まえ、大気・水・土壌・化学物質等を適切に管理し、県民がやすらぎあふれる環境の中で健康に暮らせる社会。

○　個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承することができる社会。

現状・課題

【大気環境の保全】

○　二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、過去10年間、全測定局で環境基準を達成している状況が継続しています。

福岡県内の大気汚染常時監視測定局の環境基準達成状況
（達成局数／測定局数、令和7年度）

局区分	項目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他	全　般	達成率
一般環境大気測定局	二酸化硫黄	8／8	3／3	4／4	2／2	13／13	30／30	100％
	二酸化窒素	13／13	8／8	3／3	2／2	12／12	38／38	100％
	一酸化炭素	1／1	－	1／1	－	－	2／2	100％
	浮遊粒子状物質	10／10	8／8	4／4	4／4	13／13	39／39	100％
	光化学オキシダント	0／13	0／8	0／3	0／4	0／13	0／41	0％
	微小粒子状物質	10／10	5／5	2／2	3／3	13／13	33／33	100％
自動車排出ガス測定局	二酸化硫黄	－	1／1	－	－	－	1／1	100％
	二酸化窒素	4／4	8／8	－	－	－	12／12	100％
	一酸化炭素	2／2	1／1	－	－	1／1	4／4	100％
	浮遊粒子状物質	4／4	8／8	－	－	1／1	13／13	100％
	光化学オキシダント	0／1	0／1	－	－	－	0／2	0％
	微小粒子状物質	2／2	4／4	－	－	1／1	7／7	100％

【出典】福岡県

福岡県内の二酸化窒素（左）及び浮遊粒子状物質（右）濃度の推移[1]

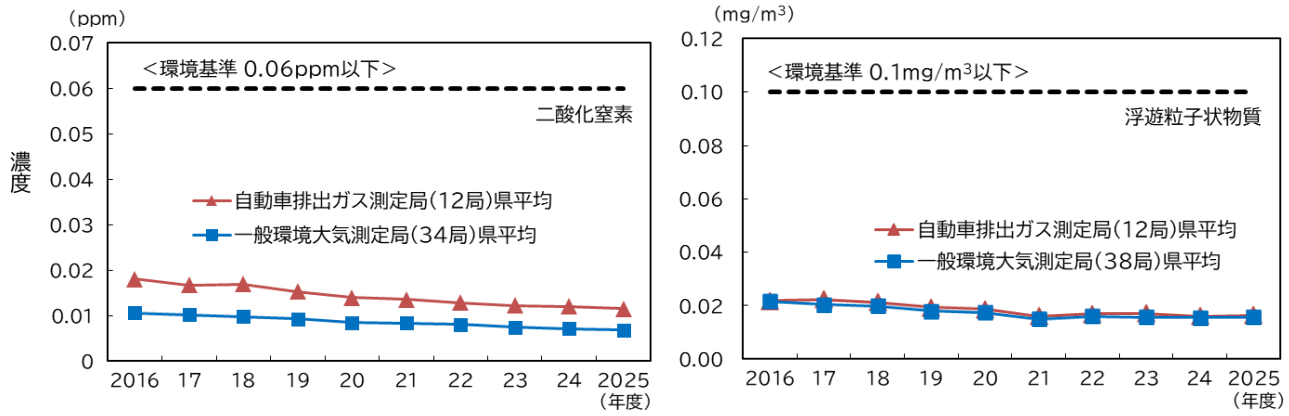

【出典】福岡県

○　微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）の環境基準の達成率は、2014（平成 26）年度は 0%と低い状況にありましたが、徐々に改善し、2021（令和３）年度以降は全測定局で環境基準を達成しています。

福岡県内の微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）の年平均値の経年変化

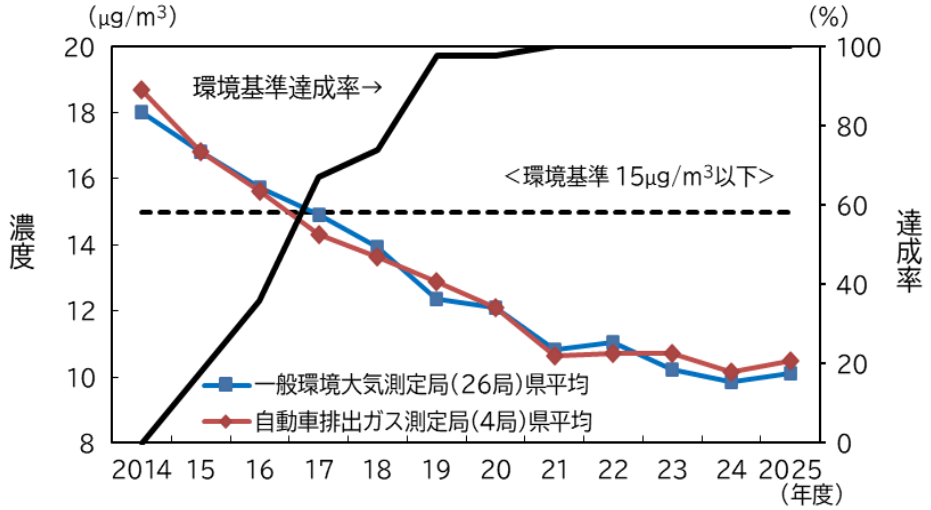

【出典】福岡県

○　光化学オキシダントは、全国のほとんどの測定局で環境基準を達成できていない状況が続いています（2024（令和６）年度の一般環境大気測定局での達成率は 0.1%）。本県においても全測定局で未達成[2]ですが、昼間の時間の約 94%は環境基準を達成しています。

[1] 本ページ及び次ページのグラフは、過去一定期間、継続測定している局について集計している。

[2] 光化学オキシダントの環境基準は、昼間の 1 時間ごとの濃度で評価するため、1 年のうち 1 時間でも環境基準を超えると未達成になる。なお、2026（令和 8）年度からは、新たな環境基準（オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること）が適用される。

福岡県内の光化学オキシダントの昼間 0.06ppm 以下の時間数割合

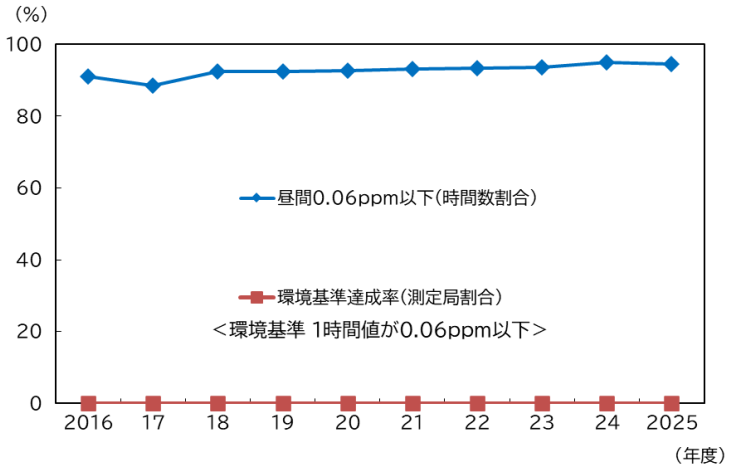

【出典】福岡県

○　微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）や光化学オキシダントについては、国内発生源に加えて、広域的な越境汚染も問題となります。本県では、濃度が上昇する場合には注意を呼びかけます。また、2025（令和７）年１月から、「大気汚染予測システム（Fcast）」の予測結果を発信しています。

大気汚染予測システム（Fcast）

○　石綿（アスベスト）を含む材料が使用された建築物等が順次耐用年数を迎え、それらの解体工事等が今後全国的に増加することが予測されています。そのため、大気汚染防止法が改正され、2021（令和３）年４月から規制が強化されました。

【水環境の保全】

○　本県内の公共用水域全体で見ると、水質は徐々に改善してきているものの、閉鎖性海域や一部の河川では長期間環境基準を達成していません。

○　本県内の一部の海域では、栄養塩の著しい減少や底質の悪化による生態系への影響が懸念されており、海域の生態系バランスを考慮した豊かな海域を目指す取組が求められています。

○　森林が荒廃すると、水源かん養機能の低下が懸念されます。また、都市化による雨水の地下浸透の阻害等が健全な水循環に影響を与えています。

○　汚水処理をみなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取りにより行っている地域においては、生活雑排水が公共用水域に流れ込み、水質汚濁の要因の一つとなっていることから、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換等を促進する必要があります。

福岡県内の水質環境基準達成状況の推移（BOD、COD）

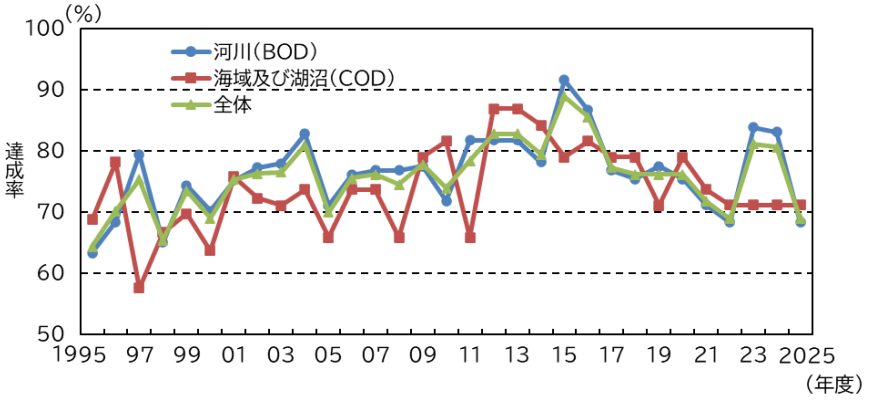

【出典】福岡県

【土壌環境の保全】

○　土壌は、物質の循環や生態系維持の要として重要な役割を果たしています。その土壌が有害物質により汚染されると、人の健康に影響を及ぼすとともに、農作物の生育阻害等により生活環境に影響を及ぼします。

○　本県内では、2025（令和７）年度末現在で、土壌汚染による人への健康リスクがあり、汚染の除去等の措置が必要な区域（要措置区域）が５件、直ちに汚染の除去等の措置は不要ではあるものの、土地の掘削を行う等の形質変更を行う前に届出が必要な区域（形質変更時要届出区域）が 50 件指定されています。

○　井戸水を飲用することによるリスクを低減する意味からも、本県内の土壌汚染の状況を的確に把握するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することが特に重要です。

【窒素の適正循環の確保】

○　国が窒素の適正な循環を確保するために策定した「持続可能な窒素管理に関する行動計画」（2024（令和６）年）では、水・大気環境の保全・管理と、脱炭素、資源循環、自然共生との統合的アプローチにより、適切な栄養塩類管理等による豊かな海づくりに向けた取組や化学肥料の使用量低減等による地下水・湖沼の保全等を推進することとしています。

【化学物質等による環境・健康影響対策】

○　化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）に基づき、化学物質の排出量、移動量の把握、公表が行われ、これらを通じ事業者による化学物質の適正管理が促進されています。

○　災害や事故に備え、有害物質等を使用・貯蔵する事業場等の情報を把握できるようにしておくことが重要です。

福岡県内の届出排出量、移動量及び事業所数の推移

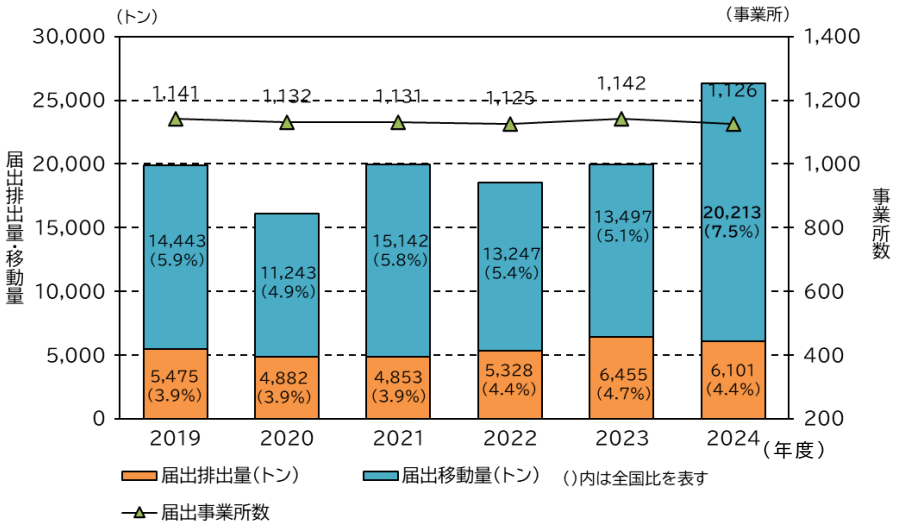

【出典】経済産業省・環境省 PRTR 制度に基づく「個別事業所データ(化学物質の排出量・移動量)」に基づき作成

【その他の生活環境の保全】

○　自動車交通騒音、新幹線鉄道騒音、航空機騒音については、一部で環境基準を達成していません。

○　悪臭については、工場・事業場から発生する悪臭原因物質の濃度を規制することで対応を行ってきましたが、近年では身近なサービス業から発生する悪臭に対する苦情が増加傾向にあり、従来の濃度規制による対応が難しくなってきています。そのため、住民の被害感と合致し、複合臭や未規制物質に対応できる臭気指数規制への移行を進めています。（2026（令和８）年４月時点、14 市 18 町が導入済み）

施策の方向性

【統合的な対策】

公害対策

○　公害に係る紛争について、福岡県公害審査会を活用し、紛争の解決を図るとともに、環境保全協定の締結等により、統合的な環境保全・公害防止対策を講じていきます。

○　融資制度等の財政上の支援制度により県内事業者の公害防止施設等の整備を促進します。【柱２にも一部掲載】

○　学校における騒音等の公害対策として、国の補助制度を活用し、校舎の改築や騒音防止工事等を行います。

都市計画

○　都市内の限られた土地資源を有効に配分し、環境と調和しながら、活力のある社会経済活動の場として機能し、県民が快適で幸せに安心して暮らしていくことができる都市計画を進めます。

○　広域景観計画を通じて、広域的な観点から美しい景観の保全形成を推進するとともに、市町村における景観のルールづくりを促進します。また、花や草木による彩りを活かした美しいまちづくりを推進します。

○　都市公園の整備において、緑地の適切な保全及び緑地空間の創出を行う等、緑化を推進します。【柱３にも掲載】

【大気環境の保全】

大気環境の常時監視体制の整備

○　県内に常時監視測定局を整備して大気汚染物質の測定を行います。

大気汚染防止対策

○　光化学オキシダント及び $PM_{2.5}$ 等の大気汚染予報を県ホームページで発信するとともに、高濃度時に注意報等を発令し、県民に注意を呼びかけます。

○　大気汚染については、工場・事業場等の監視指導を徹底するとともに、「福岡県道路脱炭素化推進計画」に基づき、バイパス整備や４車線化等の道路整備による交通渋滞緩和対策や道路照明の LED 化、低炭素アスファルトの導入促進等を実施します。また、電動車・次世代自動車の導入支援、エコドライブの普及や地域公共交通・自転車の利用促進等の自動車排出ガス対策を推進します。【柱３にも一部掲載】

○　大気汚染防止法に基づく解体現場への立入検査等により、石綿（アスベスト）の飛散防止に取り組みます。

○　本県の保健環境研究所において、定期的なモニタリング（環境測定）を行うとともに、大気汚染防止対策に関する課題の解決に向けた研究を推進します。

【水環境の保全】

水環境の監視体制の整備

○　水質測定計画に基づき、公共用水域や地下水の常時監視を行います。

水質保全対策

○　水質汚濁については、工場・事業場の立入検査等により指導を行うとともに、水質事故時に迅速に対応できる体制を構築します。

○　計画的かつ効率的に汚水処理施設を整備するため、福岡県汚水処理構想（2025（令和７）年３月策定）に基づき、本県と市町村が連携して、地域の特性に応じた下水道や浄化槽等の汚水処理施設の整備を促進します。

○　浄化槽が十分な汚水処理性能を発揮できるよう、浄化槽管理者への啓発・指導を通じて、浄化槽の適正管理を促進します。

○　「上下水道耐震化計画」に基づき、浄水場や下水処理場等の急所施設や避難所、災害拠点病院等の重要施設に接続する上下水道管路について、優先的に耐震化を推進します。【柱３にも掲載】

○　多自然工法の採用や、雨水浸透施設の整備、森林整備等により自然が本来持つ浄化作用や水循環機能の回復を図ります。

○　本県の保健環境研究所においては、定期的なモニタリング（環境測定）を行うとともに、水環境の保全に関する研究を推進します。

○　生活排水や水生生物に係る啓発・環境教育や、県が管理する河川及び海岸の清掃、除草等の愛護活動を行うボランティア団体や企業等への支援を通じて、豊かな水環境の保全に取り組みます。【柱４、柱５にも一部掲載】

○　農業分野では、化学農薬・化学肥料の低減や バイオマスの活用等による環境配慮型農業を推進します。【柱２、柱３、柱５にも一部掲載】

豊かな海を目指した取組

○　良好な水質の保全に加え、海洋生物の多様性の保全、水産資源の持続的な利用等の幅広い観点で、豊かな海づくりに向けた取組を進めます。

【土壌環境の保全】

土壌汚染対策法に基づく適切な管理

○　土壌汚染対策法等の制度に基づき、土壌汚染の状況を的確に把握するとともに、人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染による環境リスクを適切に管理します。

農用地の土壌汚染対策

○　鉱業活動（亜鉛製錬）に由来する農用地のカドミウム汚染については、客土等の汚染対策を継続実施するとともに、カドミウム汚染米の発生を抑制するため、湛水管理栽培を指導します。

【化学物質等による環境・健康影響対策】

化学物質の適正管理

○　化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）を適切に運用し、化学物質に関する情報の提供、排出量等の把握、公表を行うとともに、有害物質等を使用・貯蔵する事業場等の情報を集約し、関係機関で共有します。

ダイオキシン類対策

○　ダイオキシン類等有害性が明らかな化学物質等の環境・健康リスクを適切に管理するため、排出抑制や適正管理・処理を徹底します。

農薬の安全使用対策

○　農薬の適正使用及び危害防止に関する啓発活動を実施するとともに、農薬安全使用講習会を開催し、適正使用の徹底を図ります。

【その他の生活環境の保全】

騒音・振動・悪臭等対策

○　自動車交通騒音・振動や新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音については、管理者等への対策強化の要請等を行います。

○　騒音・振動や悪臭については、対策の実施主体となる市町村の施策に資するよう、広域的な対策に取り組みます。

○　「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」対象地域において、地盤変動の状況を把握し、地盤沈下防止と地下水の保全に努めます。

放射線のモニタリング体制の整備

○　放射線については、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の規定により、国によるモニタリングが実施されています。県においても固定型の放射線測定器（モニタリングポスト）を設置し、常時測定結果に基づき県民に対する的確な情報の提供に努めます。

熱中症対策

○　防災アプリ、福岡県気候変動適応センターホームページ及び SNS を活用して、熱中症の危険度に関する情報を発信します。また、熱中症による健康被害を防止するため、本県の広報媒体等を活用した普及啓発や注意喚起を行います。【柱３にも掲載】

指標項目

柱	指標項目	目標 2031（令和 13）年度	現状 2025（令和7）年度	備考
健康で快適に暮らせる生活環境の保全	環境基準の達成率	環境基準達成率の向上・達成維持を図る	大気（SPM、NO_2：100%） 水質（BOD、COD：68.9%） DXN類（大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌：100%） 騒音（航空機：76.6%、新幹線：41.9%、自動車：96.0%）	環境基準の達成率の向上と達成した項目の達成維持により、県内の生活環境の保全を図る

7　国際環境協力の推進（柱７）

－県内を中心とした環境技術の活用・相互協力による国を越えた環境問題の改善－



目指す姿

○　アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内を中心とした環境技術・ノウハウ等を活用し、国を越えて互恵的な協力関係を築きながら、環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。

○　NPO や事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

現状・課題

○　アジア諸地域では、近年の著しい経済発展と都市化に伴う大気汚染や廃棄物等による環境問題が一層深刻化しています。本県は、中国・江蘇省、タイ・バンコク都、インド・デリー準州、ベトナム・ハノイ市等と友好協定や環境協力協定を締結し、福岡方式（準好気性埋立方式）による廃棄物最終処分場の整備や、廃棄物減量化に向けた支援、国際環境人材育成研修を実施してきました。これらアジアの諸地域からは、これまでの本県の環境協力の実績を評価した上で、新たな課題を解決するためのより高度な環境改善技術、地域住民の意識啓発に関する支援が求められています。

福岡県の国際環境協力事業の相手先とその状況

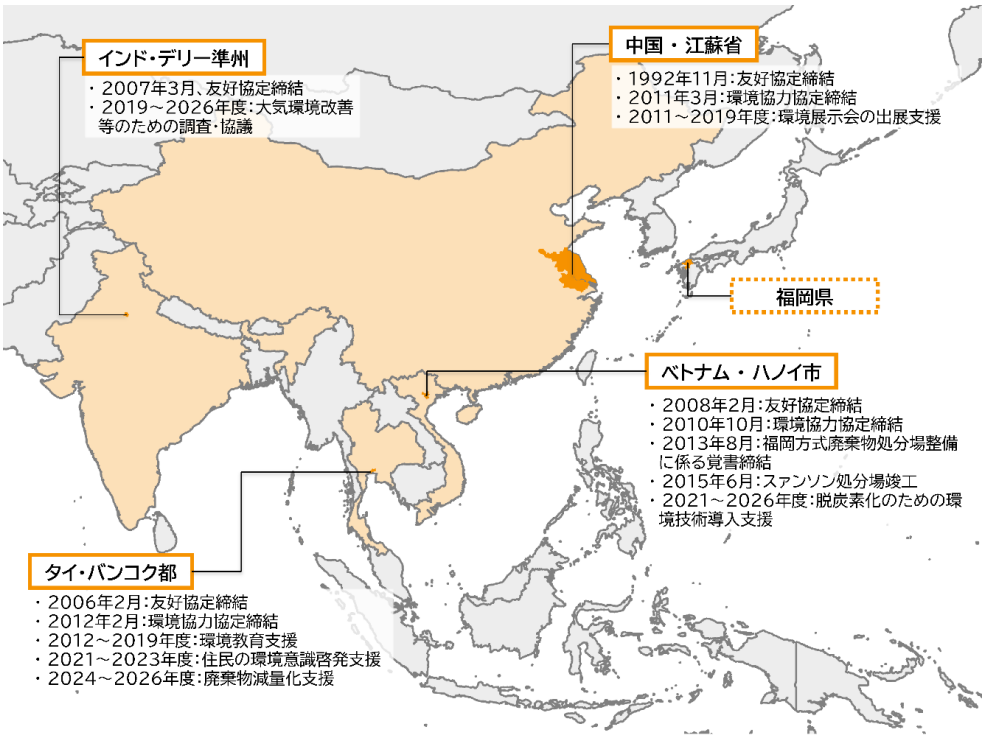

福岡県の国際環境人材育成事業への参加者数

（単位:人）

国 地域 / 年度	中国				アセアン・インド									
	中国			小計	タイ			ベトナム			デリー準州インド	マレーシア中央政府	小計	総計
	江蘇省	山東省	遼寧省		バンコク都	中央政府	地方政府	ハノイ市	中央政府	地方政府				
2006	4	2	1	7	2	2	-	2	-	-	1	1	8	15
2007	4	2	1	7	2	2	-	-	-	-	-	-	4	11
2008	4	2	1	7	2	2	-	2	-	-	1	-	7	14
2009	4	2	1	7	2	2	-	3	-	-	1	-	8	15
2010	4	2	1	7	2	2	-	2	-	-	-	-	6	13
2011	5	2	1	8	2	2	-	4	-	-	-	-	8	16
2012	4	1	1	6	3	2	-	2	-	-	1	-	8	14
2013	3	2	2	7	8	2	-	2	-	-	2	-	14	21
2014	4	2	-	6	6	2	-	4	-	-	2	-	14	20
2015	4	2	-	6	9	2	-	2	-	-	1	-	14	20
2016	3	2	-	5	2	5	5	2	-	-	1	-	15	20
2017	4	-	-	4	9	2	1	2	2	4	1	-	21	25
2018	2	-	-	2	2	2	-	2	-	6	1	-	13	15
2019	4	-	-	4	2	2	-	2	-	-	2	-	8	12
2023	3	-	-	3	2	-	-	2	-	-	-	-	4	7
2024	4	-	-	4	2	-	-	2	-	-	-	-	4	8
2025	4	-	-	4	2	-	-	2	-	-	-	-	4	8
招へい人数	64	21	9	94	59	31	6	37	2	10	14	1	160	254

※ 2020（令和 2）年度～2022（令和4）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン研修を実施

○ 1993（平成 5）年度から九州北部 3 県（本県、佐賀県、長崎県）及び山口県の日本側 4 県と韓国南岸 2 市 2 道（釜山広域市、全南光州特別市、慶尚南道、済州特別自治道）で日韓海峡沿岸環境技術交流事業を実施しています。

施策の方向性

【環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進】

国を越えた環境協力の推進

○ 本県と環境協力協定を締結した地域等の環境施策の中核を担う行政官を対象に、ニーズに応じた研修を実施し、人的ネットワークを強化します。また、環境協力事業を通じて蓄積した知見を活用し、関係機関との連携による人材育成、環境技術の交流、環境教育の普及支援を行い、対象地域の環境改善に貢献します。

【民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進】

県内環境関連企業の海外展開に対する支援

○　グリーンアジア国際戦略総合特区を活用した支援により、環境配慮型製品の開発・生産等を行う企業の誘致や設備投資を促進します。【柱２にも掲載】

○　グローバルコネクト福岡におけるセミナーの開催や海外展開支援アドバイザーによる個別コンサルティング、福岡県海外事務所との連携による現地情報の提供や現地の商慣習等のアドバイスを通じて、環境関連企業を含む県内中小企業の海外展開を支援します。

国連ハビタット福岡本部との連携

○　アジア太平洋地域で居住環境等の改善事業を行う国連ハビタット福岡本部を支援し、国際環境協力を推進します。

指標項目

柱	指標項目	目標 2031（令和13）年度	現状 2025（令和7）年度	備考
国際環境協力の推進	本県が行う環境に係る国際協力・交流事業数	累計 152 件	累計 122 件	年間5件程度実施

第４章　推進体制・進行管理

1　推進体制

福岡県における総合的な計画推進

PDCA サイクルによる継続的な改善を図るため、庁内協議機関である「福岡県環境対策協議会」（会長：副知事、委員：各部長及び教育長）を活用し、全庁的な進捗状況・問題点等の共有を行い、計画の推進を図るとともに、必要に応じて施策の見直し・強化等を検討します。

県民や事業者、行政等、各主体との連携による計画推進

県民団体や事業者団体、行政（市長会、町村会、政令市）が参加する「福岡県環境県民会議」を活用し、各主体の活動テーマに反映させ、県民・事業者・市町村・本県が一体となって計画の推進を図ります。

地域連携による計画推進

県内市町村等と連携するとともに、本環境総合ビジョンや環境に関する優良事例等の情報発信を行います。また、市町村等に対しても、地域において様々な主体との連携や情報発信を促します。

さらに、本県の各保健福祉環境事務所に設置されている「地域環境協議会」[1]を活用し、地域の住民、市町村、事業者等と連携して、「地域づくり・人づくり」の施策を推進します。

広域連携による計画推進

大気汚染物質の移流や海岸漂着物対策等、県境や国境を越えた環境問題に対処するため、隣接する佐賀県や熊本県、大分県をはじめとした九州内各県その他関係自治体や他国自治体との連携、国への働きかけ等を行い、計画の推進を図ります。

[1] 地域環境協議会：地域における地球温暖化対策・3R・自然共生の推進母体となって、地域の住民・市町村・事業者等と協働で地域の実情に応じた事業を行い、地域の活動の担い手を育成するため、本県の各保健福祉環境事務所に設置している。地域の環境を活かした自然観察会や、出前講座、水辺教室等を行い、人材育成や啓発活動を実施している。

2　進行管理

進捗状況の点検及び公表

指標の動向やその要因、施策の実施状況調査、さらに環境に関する県民意識調査を実施する等により点検を行い、計画の進捗状況について取りまとめ、福岡県環境対策協議会及び福岡県環境審議会に報告するとともに、環境白書により公表します。

環境の状況変化に応じた計画の見直し等

環境の状況変化、国内外の環境施策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行います。

環境総合ビジョン指標一覧

柱	指標項目	目標 2031(令和 13)年度	現状 2025(令和7)年度
1 地域づくり・人づくり	環境を保全する取組を実践する人の割合	基本的な環境保全の取組を一定以上実践する人の割合が 80%	基本的な環境保全の取組を一定以上実践する人の割合が 65% 2026(令和8)年度
	こどもエコクラブ登録団体数	330 クラブ	269 クラブ
	環境講座・環境イベント等の開催数	2,000 件	1,752 件
2 グリーン化・グリーンイノベーション	「エコ事業所」登録事業所数	3,270 事業所	2,670 事業所
	「エコファミリー」登録者数	39,104 人	21,104 人
	特区制度を活用して設備投資を行った企業数	累計 305 社	累計 218 社
	リサイクル技術の実用化件数	累計 62 件	累計 50 件
3 脱炭素社会への移行	温室効果ガス排出量の削減率(2013年度比)	46 % 2030(令和 12)年度	34 % 2023(令和5)年度
	家庭(1世帯当たり)のエネルギー消費量	19.7 GJ／世帯 2030(令和 12)年度	21.7 GJ／世帯 2023(令和5)年度
	事業所(延床面積当たり)のエネルギー消費量	0.95 GJ/m^2 2030(令和 12)年度	1.02 GJ/m^2 2023(令和5)年度
	再生可能エネルギー発電設備導入容量 ※算定方法を再検討中、数値を修正する可能性あり	407 万 kW 2030(令和 12)年度	328 万 kW 2023(令和5)年度

柱	指標項目	目標 2031(令和 13)年度	現状 2025(令和7)年度
4 循環型社会の推進	一般廃棄物の出口側の循環利用率	26 % 2030(令和 12)年度	21.2 %
	産業廃棄物の出口側の循環利用率	46 % 2030(令和 12)年度	44.0 % 2024(令和6)年度
	食品ロス発生量	16.4 万トン	17.7 万トン 2023(令和5)年度
	清掃活動への参加者数	44,000 人	24,664 人
	市町村における災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率	60 % 2030(令和 12)年度	17 % 2024(令和6)年度
5 自然共生社会の推進	生物多様性の認知度	65 %	52.6 % 2026(令和8)年度
	生物多様性保全に取り組む人の割合	40.0 %	35.4 % 2026(令和8)年度
	保全した藻場の面積	累計 700 ha 2031(令和 13)年度 までの5年間	137 ha
	地域の共同活動により維持される農地面積	42,500 ha	42,115 ha
6 健康で快適に暮らせる生活環境の保全	環境基準の達成率	環境基準達成率の 向上・達成維持を 図る	大気 (SPM、NO_2:100%) 水質 (BOD、COD:68.9%) DXN類 (大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌:100%) 騒音 (航空機:76.6%、新幹線:41.9%、自動車:96.0%)
国際環境協力の推進	本県が行う環境に係る国際協力・交流事業数	累計 152 件	累計 122 件

3　参考資料

1　福岡県環境総合ビジョンと SDGs 17 のゴールとの関連

柱	施策の方向 ↓ ＼ SDGs ゴール→	1	2	3	4	5
1　地域づくり・人づくり	地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進				○	○
	自ら地域課題を考えて行動する人づくりの推進		○		○	○
2　グリーン化・グリーンイノベーション	経済・社会のグリーン化の推進		○	○	○	○
	グリーンイノベーションの推進		○	○		
3　脱炭素社会への移行	温室効果ガスの排出削減（緩和策）		○	○	○	○
	温室効果ガス吸収源の拡大（緩和策）					
	気候変動の影響への適応（適応策）	○	○	○	○	
4　循環型社会の推進	循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行		○	○	○	
	廃棄物等の適正処理による環境負荷の低減	○	○	○	○	
	災害廃棄物対策の推進			○	○	
5　自然共生社会の推進	生物多様性の保全と自然再興の推進		○	○	○	○
	生物多様性の持続可能な利用		○	○	○	
6　健康で快適に暮らせる生活環境の保全	統合的な対策		○	○	○	
	大気環境の保全			○	○	
	水環境の保全			○		
	土壌環境の保全			○		
	化学物質等による環境・健康影響対策		○	○		
	その他の生活環境の保全			○		
7　国際環境協力の推進	環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進			○		
	民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進					

※7 つの柱及び施策の方向に関連する主な SDGs ゴールを示しています。

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	○	○	○		○	○	○	○	○		○
○	○	○			○	○	○	○	○		○
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
					○		○		○		
○			○		○		○	○	○		○
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
○			○		○	○	○				○
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
		○	○		○	○	○	○	○		○
○		○	○		○	○		○	○	○	○
		○	○		○	○	○		○	○	○
○			○		○	○	○	○	○	○	○
○					○	○		○	○		○
○			○		○	○		○	○	○	○
○			○		○	○			○	○	○
○	○		○		○	○	○		○		○
	○	○	○	○	○	○	○				○

※SDGs 各ゴールの内容は次ページに掲載しています。

＜ＳＤＧｓ　１７のゴール＞

 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 各国内および各国間の不平等を是正する
 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 持続可能な生産消費形態を確保する
 すべての人に包摂的[1]かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する	 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 ジェンダー平等[2]を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う	 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
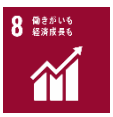 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ[3]を活性化する
 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	【出典】国連広報センターホームページ

[1] 包摂的：誰一人取り残されることなく、世界の構成員の一人ひとりが社会のシステムに参画できること。

[2] ジェンダー平等：男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃すること。

[3] パートナーシップ：協力関係、協働体制、連携の仕組み。

2　計画の策定経過

時期	内容
令和8年2月3日	福岡県環境審議会　諮問
4月 27 日	第 1 回環境総合ビジョン専門委員会
7 月 22 日	第 2 回環境総合ビジョン専門委員会
9 月 1 日	第 3 回環境総合ビジョン専門委員会
11 月6日	福岡県環境審議会　答申案報告
11 月 30 日	福岡県環境対策協議会
11 月 24 日～12 月7日	答申案に対する市町村等意見照会 答申案に対する意見公募
1 月8日	第 4 回環境総合ビジョン専門委員会
令和9年 1 月 22 日	福岡県環境審議会　答申

3　福岡県環境審議会委員等名簿

（１）福岡県環境審議会委員名簿（令和９年１月31日時点※五十音順）

氏名	職名
今後更新	

（１）福岡県環境審議会委員名簿（つづき）

氏名	職名
今後更新	

（２）福岡県環境審議会 環境総合ビジョン専門委員会委員名簿
（令和９年１月31日時点）

氏名	職名
浅野　直人	福岡大学名誉教授
伊藤　洋	北九州市立大学名誉教授
酒井　かおり	九州大学大学院農学研究院資源生物科学部門准教授
酒井　美和子	小郡市三井郡教育研究所前事務局長
佐藤　しのぶ	九州工業大学工学研究院物質工学研究系准教授
馬奈木　俊介	九州大学理事・副学長

（３）福岡県環境対策協議会委員名簿

職名
副知事［会長］
政策企画部長
市町村・地域振興部長
人材育成・活躍推進部長
保健医療介護部長
福祉こども政策部長
環境部長
商工部長
農林水産部長
県土整備部長
建築都市部長
教育長

4　第五次福岡県環境総合基本計画の進捗報告

第五次福岡県環境総合基本計画（2022（令和４）～2026（令和８）年度）における指標の進捗状況

柱１　経済・社会のグリーン化

■　指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
「エコ事業所」登録事業所数	2,374 事業所 2021（令和3）年度当初	2,974 事業所 2026（令和8）年度	2,670 事業所 2025（令和7）年度
新たに電動化や情報通信等の次世代技術に取り組む自動車関連企業数	9社・団体/年 2020（令和2）年度	75 社・団体 （5年間累計） 2026（令和8）年度	66 社・団体 （4年間累計） 2025（令和7）年度
特区制度を活用して設備投資を行った企業数	累計 164 社 2020（令和2）年度	累計 300 社 2026（令和8）年度	累計 218 社 2025（令和7）年度
リサイクル技術の実用化件数	累計 37 件 2020（令和2）年度	累計 52 件 2026（令和8）年度	累計 50 件 2025（令和7）年度

■　主な成果

○　「エコ事業所」の登録事業所数は、策定時点から着実に増加しています。引き続き、中小企業団体等に対し幅広く制度について周知を行うこと等により、登録事業者数の増加を図ります。

○　新たに電動化や情報通信等の次世代技術に取り組む自動車関連企業数は、2025（令和７）年度までに目標値の８割を超えており、目標達成が期待できます。引き続き、北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクトによる産業の育成を推進します。

○　特区制度を活用して設備投資を行った企業数は、進捗が十分ではないものの、毎年増加しています。引き続き、特区制度活用説明会・個別相談会を開催する等、特区制度を広く周知し、更なる活用を促します。

○　リサイクル技術の実用化件数は、福岡県リサイクル総合研究事業化センターによる研究開発事業により、2025（令和７）年度に当初の目標（累計 49 件）を達成し、目標を上方修正しています。新たな目標についても、これまでの取組により、順調に推移しており、目標達成が期待できます。

柱２　持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

■　指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
こどもエコクラブ登録団体数	143 クラブ 2020(令和2)年度	200 クラブ 2026(令和8)年度	269 クラブ 2025(令和7)年度
環境講座･環境イベント等の開催数	1,043 件 2020(令和2)年度	1,560 件 2026(令和8)年度	1,752 件 2025(令和7)年度

■　主な成果

○　こどもエコクラブの登録団体数は目標を達成しています。今後も、イベント時の呼びかけ等により登録数の増加を図るとともに、登録団体向けの活動支援を継続します。

○　本県や市町村が主催する、環境講座・環境イベント等の開催数は目標を達成しています。今後も取組を継続します。

柱３　脱炭素社会への移行

■　指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
再生可能エネルギー発電設備導入容量	269 万 kW 2020(令和2)年度	405 万 kW 2026(令和8)年度	380 万 kW 2025(令和7)年度
家庭(1世帯当たり)におけるエネルギー消費量	26.9 GJ／世帯 2018(平成30)年度	23.3 GJ／世帯 2026(令和8)年度	21.0 GJ/世帯 (注1) 2023(令和5)年度
事業所(床面積当たり)におけるエネルギー消費量	1.13 GJ／m^2 2018(平成30)年度	1.04 GJ／m^2 2026(令和8)年度	0.89 GJ／m^2 (注1) 2023(令和5)年度
公共建築物等における木材利用量	累計 46,227 m^3 2020(令和2)年度までの5年間	累計 55,000 m^3 2026(令和8)年度までの5年間	累計 45,750 m^3 2025(令和7)年度までの4年間

■　主な成果

○　再生可能エネルギー発電設備導入容量は、着実に増加しています。今後は、ペロブスカイト太陽電池の普及推進にも取り組み、再生可能エネルギー発電設備導入容量の更なる拡大を目指します。

○　家庭（1 世帯当たり）におけるエネルギー消費量及び事業所（床面積当たり）におけるエネルギー消費量は、目標を達成しています。引き続き、「九州エコふぁみ応援アプリ」の運用や中小企業等への支援等を通じて、家庭及び事業所における省エネ・省資源を推進します。

○　公共建築物等における木材利用量は、2025（令和７）年度までに目標値の約８割を超えており、目標達成が期待できます。引き続き、公共建築物の木造・木質化及び公共工事における木材利用を推進します。

[1] 現況推計について、より実態に即したものとなるよう、環境省が 2026 年3月に改訂した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき、推計方法を見直したため、前掲の「福岡県における家庭部門の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量」及び「福岡県における業務部門の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量」とは数値が異なる。

柱４　循環型社会の推進

■　指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
一般廃棄物最終処分量	176 千トン 2020(令和2)年度	171 千トン以下 2025(令和7)年度	146 千トン 2025(令和7)年度
産業廃棄物最終処分量	510 千トン 2019(令和元)年度	526 千トン以下 2025(令和7)年度	517 千トン 2024(令和6)年度
食品ロス削減県民運動協力店(食べもの余らせん隊)登録店舗数	1,192 店舗 2020(令和2)年度	1,500 店舗 2026(令和8)年度	2,473 店舗 2025(令和7)年度

■　主な成果

○　一般廃棄物最終処分量は、146 千トンであり、目標を達成しました。

○　産業廃棄物最終処分量は、517 千トンであり、目標を達成しています。引き続き、排出事業者に対して、排出抑制や資源循環の協力を求めるとともに、排出事業者責任に基づいた適正な処理について指導します。

○　食品ロス削減県民運動協力店（食べもの余らせん隊）登録店舗数は、目標を達成しています。今後も県内事業者に対し、広報活動を継続します。

柱５　自然共生社会の推進

■　指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
生物多様性プラットフォーム(ホームページ)のアクセス数	177,391 件 2020(令和2)年度	384,200 件 2026(令和8)年度	312,267 件 2025(令和7)年度
平尾台自然観察センターの利用者数	39,980 人 2018(平成 30)年度	44,000 人 2026(令和8)年度	34,637 人 2025(令和7)年度
農地等の保全に取り組む面積	41,545 ha 2020(令和2)年度	42,180 ha 2026(令和8)年度	42,115 ha 2025(令和7)年度

■　主な成果

○　生物多様性プラットフォーム（ホームページ）へのアクセス数は、2024（令和６）年度に当初の目標 266,100 件を達成し、目標を上方修正しています。新たな目標についても、順調に推移しており、目標達成が期待できます。引き続き、生物多様性の重要性を周知・啓発するため、当プラットフォームによる一元的な情報発信を実施します。

○　平尾台自然観察センターの利用者数は 2023（令和５）年度から 2025（令和７）年度にかけてリニューアル工事を行ったため、一時的に減少したものの、順調に推移しています。引き続き、フィールド案内や体験型自然観察会等のイベントを開催することで、北九州国定公園と平尾台の持つ様々な魅力を発信します。

○　農地等の保全に取り組む面積は、2025（令和７）年度までに目標値の約９割を超えており、目標達成が期待できます。今後も農地等の維持・保全に活用されている多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金について、集落や市町村の事務負担軽減に向けた支援を継続的に実施します。

柱６　健康で快適に暮らせる生活環境の形成

■　指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
環境基準の達成率（大気、水、ダイオキシン（DXN）類、騒音）	大気（SPM、NO_2：100%） 水質（BOD、COD：76.1%） DXN 類（大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌：100%） 騒音（航空機 97.6%、新幹線 70.5%、自動車 96.2%） 2020（令和2）年度	環境基準の達成率向上・達成維持を図る。 2026（令和8）年度	大気（SPM、NO_2:100%） 水質（BOD、COD：68.9%） DXN 類（全項目：100%） 騒音（航空機　76.6%、新幹線　41.9%、自動車　96.0%） 2025（令和7）年度
河川及び海岸愛護団体登録数	511　団体 2020（令和2）年度	700　団体 2026（令和8）年度	562　団体 2025（令和7）年度

■　主な成果

○　環境基準の達成率は、水質に関しては、直近 10 年では約 70～90%の範囲で推移しています。2026（令和７）年度は低下したものの、降雨状況等による変動があると考えられるため、今後も監視を継続します。大気、DXN 類に関しては、計画期間中、目標の達成を維持しています。騒音に関しては、コロナ禍の収束による旅客数の増加等の影響により達成率が低下していますが、今後も監視を継続します。

○　河川及び海岸愛護団体登録数は、進捗が十分ではないものの、毎年増加しています。更なる増加に当たっては、愛護団体への登録希望者の高齢化や認知度が課題となっているため、作業の負担軽減や効率化を促す施策や県ホームページ、新聞広告、県広報媒体により事業周知を行い、登録団体の増加を図ります。

柱７　国際環境協力の推進

■　指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
国際環境協力の案件数	累計 14 件 2020（令和2）年度	累計 27 件 2026（令和8）年度	累計 25 件 2025（令和7）年度
国際環境協力に係る研修参加者数	累計 231 人 2020（令和2）年度	累計 315 人 2026（令和8）年度	累計 520 人 2025（令和7）年度

■　主な成果

○　国際環境協力の案件数は、2025（令和７）年度までに目標値の約９割を超えており、目標達成が期待できます。今後も取組を継続します。

○　国際環境協力に係る研修参加者数は、目標を達成しています。今後も現地のニーズに応じて取組を継続します。

5　用語解説

【あ行】

ESD（持続可能な開発のための教育）

環境、貧困、人権、平和といった現代社会の課題を地球規模課題の解決と結び付けて考え、行動変容をもたらし、持続可能な社会を実現することを目指して行う学習・教育活動のこと。

ウェルビーイング

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。第六次環境基本計画において、国民一人ひとりのウェルビーイング（高い生活の質）の向上を目指すことが最上位の目的として掲げられている。

Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）

グリーンインフラの中でも特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる考え方。

温室効果

太陽の光で暖められた地球の表面からのエネルギー（赤外線）が大気へ放出され、このエネルギーを温室効果ガスが吸収し、再度エネルギーを地球の表面に放出することで、大気を暖めていくこと。

温室効果ガス

大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。

【か行】

カーボンプライシング

企業等の排出する CO_2（カーボン、炭素）に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法のこと。企業等が燃料や電気を使用して排出した CO_2 に対して課税する「炭素税」や企業ごとに排出量の上限を決め、それを超過する企業と下回る企業との間で CO_2 の排出量を取引する「排出量取引制度（ETS=Emission Trading Scheme）」等の様々な手法がある。

緩和策

温室効果ガスの排出の抑制や、森林等の吸収作用を保全及び強化することで、地球温暖化の防止を図るための施策のこと。

グリーンイノベーション

エネルギー・環境分野におけるイノベーションのこと。

グリーンインフラ

自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。

グリーン化
経済活動等が環境に配慮したものとなり、自然資源や生態系等の地球環境が回復不能なほど損なわれることがないようにすること。

グリーン購入
製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

GX（グリーントランスフォーメーション）
石炭や石油等の化石燃料中心の経済・社会、産業構造を、クリーンエネルギーを中心としたものに移行させ、社会システム全体を変革する取組のこと。

【さ行】
再生可能エネルギー
太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスといった、自然の力で二酸化炭素を排出せず、再生が可能なエネルギーのこと。

30by30（サーティ・バイ・サーティ）
2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。法律で規制する保護地域だけでなく、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域＝OECM」を増やすことが目標達成の鍵。日本では OECM として、「自然共生サイト」を国が認定する仕組みを運用。

食品ロス
本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。

自然共生サイト
ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、国に認定された民間等の活動によって生物多様性の保全が図られている区域のこと。

循環経済（サーキュラーエコノミー）
再生材を使うことをはじめ、廃棄物をなるべく出さない設計で、長く使える耐久性や魅力を持つものづくりをすることや、廃棄を前提にせず、使い続ける方法を考えること等により、廃棄物をできるだけなくし、資源を循環させながら活用していくことを前提にした経済システムのこと。

3R ＋ Renewable（スリーアール プラス リニューアブル）
3R とは「Reduce（リデュース：資源の消費、ごみの発生をもとから減らす）」、「Reuse（リユース：繰り返し使うことで、ごみを減らす）」、「Recycle（リサイクル：資源として再び利用することで、ごみを減らす）」の頭文字を取った 3 つの行動のこと。これに、「Renewable（リニューアブル:再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること（バイオマスの活用・再生材利用等））」を加えた基本原則を推進していくこととされている。

ZEB（ゼブ（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル））
先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極的な活用（パッシブ技術）、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

ZEH（ゼッチ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス））
外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。

【た行】
地域循環共生圏
都市も地方も多くの課題が山積する中、それぞれの地域が主体的に「自ら課題を解決し続け」、得意な分野でお互いに支え合うネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」のこと。地域で環境・社会・経済の課題を同時解決する事業を生み出していくことから「ローカル SDGs」とも呼ばれている。

地球温暖化
人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象のこと。

適応策
地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処する施策のこと。

【な行】
ネイチャーポジティブ（自然再興）
自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。2030 年までにネイチャーポジティブを実現することが世界目標となっている。

ネット・ゼロ
正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉。再生可能エネルギーの導入や省エネにより、そもそもの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動等の取組で吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。

【は行】
ブルーカーボン
沿岸・海洋生態系が光合成により CO_2 を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれる。